内閣府令第十号

食品表示基準

目次

第一章 総則(第一条·第二条)

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用加工食品 (第三条—第九条)

第二款 業務用加工食品 (第十条—第十四条)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準 (第十五条—第十七条)

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用生鮮食品 (第十八条—第二十三条)

第二款 業務用生鮮食品 (第二十四条—第二十八条)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準 (第二十九条—第三十一条)

第四章 添加物

第一節 食品関連事業者に係る基準 (第三十二条—第三十六条)

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準 (第三十七条—第三十九条)

第五章 雑則 (第四十条·第四十一条)

附則

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 この府令は、 食品関連事業者等が、 加工食品、 生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用す

る。 ただし、 加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、 第四十条の規定を除き、 適用し

ない。

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

加工食品 製造又は 加工された食品として別 表第 一に掲げるも のをいう。

生 鮮 食 品 加 工 食品 及 Ű 添 加 物 以外の 食品として別表第二に掲げ るも のをいう。

三 業務用 加 工 食品 加工食品のうち、 消費者に販売される形態となっているも の以外のものをいう。

几 業務用生鮮食品 生鮮食品のうち、 加工食品の原材料となるものをいう。

五. 業務用 添 加 物 添 加 物のうち、 消費者に販売される形態となっているもの以外の ものをいう。

六

容器

包

装

食品

衛

生法

(昭

和二十二年法律第二百三十三号)

第四

[条第]

五 項 E

規

定する容器包装をいう。

七 消 費期 限 定めら れた方法により保存 L た場合において、 腐敗、 変敗その 他 \mathcal{O} 品質 \mathcal{O} 劣化 に伴 1 安全

性 を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

八 賞味期限 定められた方法により保存した場合において、 期待される全ての品質の保持が十分に可能

で あると認められ る期限を示す年月日をいう。 ただし、 当該期限を超えた場合であっても、 これらの 品

質 が 保持され ていることが あるも のとする。

九 特定! 保 健 用 食品 健 康 増 進法に規定する特 別 用途 表 示 の許可等に関する内 閣 府令 (平成二十 年内 閣

府令第五十七号) 第二条第一 項第五号に規定する食品 (容器包装に入れられたものに限る。) をいう。

機能 性 表 示 食品 疾病 に 罹 患 L 7 7 な 1 者 (未成年者、 妊 産 婦 妊 (娠を計) 画 L てい る者を含む。 及

+ U 授 乳 婦 を 除 に 対 し、 機 能 性 関 与 成 分に ょ つ て 健 康 \mathcal{O} 維 持 及 び 増 進 に 資 す る特 定 \mathcal{O} 保 健 \mathcal{O} 目 的

疾 病 IJ ス ク \mathcal{O} 低 減 に係るものを除く。) が 期待できる旨を科学的 根 拠 に基づ 7) て容器包装 に 表示をす

る食品 (**健** 康 増進 法 (平成十四年法律第百三号) 第二十六条第一 項の規定に基づく許可 又は 同 法 第二十

九 条第 項 \mathcal{O} 規定に基づく承認を受け、 特 別 \mathcal{O} 用途に適する旨 \mathcal{O} 表示をする食品 (以 下 特 別 用 途 食

品 という。 栄 養機 能 食品、 ア ル コ] ル を含有 す る飲 料 及 び 玉 民 \mathcal{O} 栄 養摂 取 \mathcal{O} 状 況 か 5 4 てそ \mathcal{O} 渦

剰な 摂取 が 玉 民 \mathcal{O} 健 康 \mathcal{O} 保 持 増 進 に 影響を与えて 1 るも \mathcal{O} として 健 康 増 進 法 施 行 規則 伞 成 + 五. 年 厚 生

労 (働省令第八十六号) 第十 条第二 項で定める栄養素 0 過 剰なる 摂取に . つ なが る食品を除く。) であ って、

当該 食品 に関する表示 の内容、 食品 関連事業者名及び連絡 先等 の食品 関 ⋛連事 業者に関する基本情 報、 安

全性 及び 機 能 性 \mathcal{O} 根 拠 に 関 はする情に 報 生産 製造及び品質 の管理 理 に関 はする情報 報、 健康 被 害 0 情 報 収 体

制 そ \mathcal{O} 他 必 要 な事 項 を 販 売 日 \mathcal{O} 六 + 日 前 ま で に 消 i費者· 庁 長 官に 届 け 出 た t \mathcal{O} を う。

等 \mathcal{O} 形 栄 養 状 \mathcal{O} 機 加 能 江食品 食品 にあっては、 食 生 活 に お 1 カリウムを除く。 7 別 表 第 + \mathcal{O} 第 の補: 欄 に 給を目的として摂取をする者に対し、 掲 げ る 栄 養 成 分 (ただし、 錠 剤、 カプ 当該 セ ル 栄 剤

+

養成分を含む ものとしてこの 府 令 に . 従 1 当該栄養 成 分 \mathcal{O} 機 能 \mathcal{O} 表 示をする食品 (特別 用 途 食 品品 及び 添 加

物 を除 容器包装に入 れ 5 れ た ŧ \mathcal{O} に 限 る。 を 1 う。

栄養素等表示基準 値 玉 民 \mathcal{O} 健 康 \mathcal{O} 維 持 増 遊等を図るために示されている性別及び年 齢 階 級別 の 栄

養 成分の摂取 量 0 基準を性及び年齢階級 (十八歳以上に限る。) ごとの人口により加重平均 した値 で あ

0 7 別 表第十 $\dot{\oslash}$ Ĺ 欄 の区分に応じそれぞれ 同 表 の下 欄に掲げる値 をいう。

十三

組

換

え

D

N

A

技

術

酵素等

を

用

1

た切

断

及

び

再

結

合

0

操

作に

よって、

D

N

A

をつなぎ合わ

せたに

組

換

え D N A を作 製 それ を 生細 胞 に 移入 し、 か つ、 増 殖 さ せ る技 術 をい う。

十四四 対象農産 物 組 換え D N A技術を用いて生産され た農産物 0 属する作目で あって別表第十六に掲げ

るも のをい . う。

十五 遺伝子 組 機え農 産 物 対象農産 物のうち組 換えD N A技術を用 ζ) て生産され たもの をいう。

十六 非 遺 伝 子 組 換 え 農産 物 対 象 農産 物 のうち 遺伝 子 組 換 え農産 物 で な 1 ŧ \mathcal{O} を . う。

十七 特定 遺 伝 子 組 換え農 産 物 対 象農 産 物 0 う É 組 換 え D N A 技術 を用 1 て生 産されたことにより、 組

成 栄養 価 等が ·通常 \mathcal{O} 農産物と著しく異なるものをいう。

十八 非特定遺伝子組換え農産 物 対象農産 物 のうち特定遺伝子組換え農産 物でな 1 ŧ \mathcal{O} をいう。

十九 分別 生 産 流 通 管 理 遺伝子 組 換 えた農 産 物 及び 非 遺伝子 組換え農産 物 を生 産、 流 通 及 び 加 工 \mathcal{O} 各段階

で善良なる管理者 の注意をもって分別管理すること(その旨が書類により証明されたものに限る。 を

いう。

一 特定分別生産 流 **汎通管理** 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、 流 通 及び

加 工 の各段階で善良 なる管理者 0 注 意をもって分別管理すること(その旨 が書類により証 明され た ŧ \tilde{O}

に限る。)をいう。

2 前項各号に定めるも の の ほ か、 この府令において、 別表第三の上欄に掲げる食品に係る同表の中欄 に掲

げ る用語 の意義は、 それぞれ同表 の下欄に定めるところによる。

3 前二 項に定めるも \mathcal{O} のほ か、 こ の 府令にお į١ て使用する乳及び 乳製品並びにこれらを主要原料とする食

品 \mathcal{O} 用 語 は、 乳 及 び 乳製 品 \mathcal{O} 成 分規 格 等に関する省令 (昭和二十六年厚生省令第五十二号。 以 下 「乳等省

令」という。

)において使用する用語の例による。

第二章 加工食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第一款 一般用加工食品

(横断的義務表示)

第三条 食品関 連事業者が 容器包装に入れられた加工食品 (業務用加工食品を除く。 以下この節に お 1

般用 加工食品」という。) を販売する際 (設 備を設けて 飲食させる場合を除く。 第六条及び第七条に

お 7 て同 には、 次の 表 の上 欄 に 掲げ Ź 表 示 事 項 が 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 定め る表 示 0 方法 に 従 7 表 公示され な

け れ ば ならな ただし、 別 表第 兀 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げ る食品 に あ 0 7 は 同 表 \mathcal{O} 中 欄 に 掲げる 表示 事 項 に

ては、 同 表 の 下 欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

名称 1 そ 0 内 容を表す 般的 な名称を表示する。 ただし、 乳 (生乳、 生山羊乳 及び

生め

ん羊乳を除く。 以 下 同 ľ 及び 乳製品 に あっ て は、 この 限 ŋ で ない。

れぞれ同 1 \mathcal{O} 規 定に 表 の下 か ·欄 に か わ らず、 掲げる名称を表示してはならない。 別 表 第 五. \mathcal{O} 上 欄 に掲げる る食品 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} にあ っては、 そ

2

つい

1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。	
表示に代えることができる。	
っては、消費期限又は賞味期限の文字を冠したその日の表示をもってその年月日の	
紙、アルミニウム箔その他これに準ずるもので密栓した容器に収められたものにあ	
2 1の規定にかかわらず、乳、乳飲料、発酵乳、乳酸菌飲料及びクリームのうち	
ることができる。	
で表示することをもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代え	
月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月を年月の順	
を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三	
年月日を、それ以外の食品にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日	賞味期限
1 品質が急速に劣化しやすい食品にあっては消費期限である旨の文字を冠したその	消費期限又は
の方法の基準が定められたものにあっては、その基準に従って表示する。	
食品の特性に従って表示する。ただし、食品衛生法第十一条第一項の規定により保存	保存の方法

原材料に占める重量 の割合の高 いも のか ら順に、 その最も一般的な名称をもつ

て表示する。

二 二種類以上の原材料からなる原材料(以下 「複合原材料」という。)を使用す

る場合については、 当該原材料を次に定めるところにより表示する。

1 複合原材料の名称の次に括弧を付して、 当該複合原材料 の原材料を当該複合

原材: 料 \mathcal{O} 原 材料に占め る重 量 0) 割合の 高 1 ŧ 0) カン 5 順に、 その最 ŧ 般 的 な名

称をも

つって

表示する。

ただし、

当該複

(合原:

材

料

 \mathcal{O}

原材

料

が三

種類

以

上

一あるこ

場

合

にあっては、 当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高 い順が三位以下

であって、かつ、当該割合が五パーセント未満である原材料について、

「その

他」と表示することができる。

口 複合原 材料 の製品 の原材料に占める重量 の割 合が 五パー セント未満 である場

材料 合又は の原材料の表示を省略することができる。 **!**複合原: 材 料 \mathcal{O} 名 称 からその原材 料が 明ら かである場合には、 当該複合原

 \equiv 一及び二の規 定に か か わ らず、 単 -に混 合しただけなど、 原 材 料の 性 状に大きな

変 化 が な 1 複 合 原 材料 を 使用する場合に こついて は、 当該 複 合 原 材 料料 \mathcal{O} 全 て \mathcal{O} 原 材

料 及びそれ以外の使用 した原材料について、 原材料に占める重 臺 $\overline{\mathcal{O}}$ 割 合 \mathcal{O} 高 1 ŧ

 \mathcal{O} から順に、その最も一 般的な名称をもって表示することができる。

2 1 0 規定にか カゝ わらず、 次に掲げる場合にあっては、 それぞれに定めるところに

ょ り表示することができる。

同 種 \mathcal{O} 原 材料を複数 種 類使 用する場合 原材 料 に占い \Diamond

る

重

量

 \mathcal{O}

割

合

 \mathcal{O}

高

1

順

12

な名

表 示 した 「野菜」 「食肉」、 「魚介類」 などの原材 料の総称を表す一 般 的

称 0) 次に括 弧を付して、 それぞれの原材料に占める割合の高 7 もの から順にその

最 £ — 般的 な名称をもって表示する。

複 数 \mathcal{O} 加 工 食 品品 に より構 成 冷される る場合 原材料 に占め る重 量 \mathcal{O} 割 合 0 高 1 順 に

表 示 L た 各 構 成 要素を 表 す 般 的 な 名 称 \mathcal{O} 次にに 括 弧 を 付 して、 それぞ れ \mathcal{O} 原 材 料

に占め る割合の高 いものから順にその最も一 般的 な名称をもって表示する。

加工油脂	
油脂又は加工油、加工脂若しくは	
脂、動物油、動物脂若しくは動物	
植物油、植物脂若しくは植物油	食用油脂
る名称をもって表示することができる。	あっては、同表の下欄に掲げる名称をもっ
の上欄に掲げる区分に該当する原材料に	3 1及び2に定める表示の際には、次の表の上欄

ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果	異性化液糖
糖液糖	
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶど	砂糖混合異性化液糖又は砂糖・異
う糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	性化液糖
香辛料及び香辛料エキス(既存添加物名簿(平	香辛料又は混合香辛料
成八年厚生省告示第百二十号)に掲げる添加物	
に該当するものを除き、原材料に占める重量の	
割合が二パーセント以下のものに限る。)	
香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品(原	香草又は混合香草
材料に占める重量の割合が二パーセント以下の	
ものに限る。)	
糖液を浸透させた果実(原材料に占める重量の	糖果
割合が十パーセント以下のものに限る。)	

又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に	
じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの	
去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同	
二 加工助剤(食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除	
 	
一 栄養強化の目的で使用されるもの(特別用途食品及び機能性表示食品を除	
ては当該添加物の物質名を表示する。	
物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっ	
六の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の	
1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第	 添 加 物
明らかなものに限る。)	
弁当に含まれる副食物(外観からその原材料が おかず	

及ぼさない ŧ のをいう。 以下同じ。)

三 キ ヤ リー 才 バ **食** 品 \mathcal{O} 原 材 料 の製造又は 加 工 \mathcal{O} 過 程 に お て使用され、

か

当該 食品 の製造又は加 工 の過程において使用されないものであって、 当該 食

묘 中には当該添 加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれて

ない ŧ のをいう。 以下同じ。)

1

2 1 0) 規 定に か か わ らず、 複数 0 加 工食品 により構 成される · る加

て、

1に定めるところにより表示することができる。

各構

成要

素で使用

L

)た添.

加

物

を、

各構

成要素を表

すー

般的、

な名

称

 \mathcal{O}

次に括照

弧を付り

工

一食品

に

あっ

ては、

3

1

の規定にかかわらず、

添加

物

の物質名の表示は、一般に広く使用されている名

称を有する添 加物 にあっては、 その名称をもって、 別表第七の上 欄に掲げるも のと

L て使用され る 添 加 物を含む 食品にあ っては同 表 \mathcal{O} 下 欄に掲げる表示をもって、こ

れ に代えることが できる。

4

1 の規定にかかわらず、 次に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に掲げる用

一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためである場合は、	
ラムの単位で、単位を明記して表示する。ただし、固形量と内容総量がおおむね同	
量とすることとし、固形量はグラム又はキログラム、内容総量はグラム又はキログ	
量の管理が困難な場合を除く。)にあっては、内容量に代えて、固形量及び内容総	
2 1の規定にかかわらず、固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの(固形	
リットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。	
示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又は	
示することとし、それ以外の食品にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表	 総 量
に掲げる特定商品については、計量法(平成四年法律第五十一号)の規定により表	形量及び内容
1 特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成五年政令第二百四十九号)第五条	内容量又は固
一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料又は合成着色料	
途の表示を省略することができる。	

じ。)の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。	
あっては食塩相当量(ナトリウムの量に二・五四を乗じたものをいう。以下同	の量及び熱量
ある旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量に	いて同じ。)
一 たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあっては当該栄養成分又は熱量で	下この項にお
にあっては、当該一食分の量を併記する。	ムをいう。以
て表示する場合を除く。)。この場合において、当該食品単位が一食分である場合	及びナトリウ
位」という。)当たりの量を表示する(特定保健用食品及び機能性表示食品につい	質、炭水化物
百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位(以下この項において「食品単	んぱく質、脂
1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは	栄養成分(た
いて、固形量は、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。	
したものにあっては、内容量に代えて、固形量とすることができる。この場合にお	
3 1の規定にかかわらず、固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器包装に密封	
内容量に代えて、固形量を表示する。	

 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 値 又は 下 限 値 及 CK 上 限 値 は 別表 第 九 \mathcal{O} 第 欄 \mathcal{O} 区 分に応じ、 同 表

 \mathcal{O} 第 欄 に 掲 げ る 単 位 食 塩 相 当量 に あ 0 7 は グラ <u>ک</u> を 明 記 して 表 示 す

三 0) 定 0 値 文は 下 限 値 及 び)上限値 は 当 該 定の 値 ĬZ あ 0 て は、 別 表 第 九 \mathcal{O}

第 欄 \mathcal{O} 区分に応じ、 同 表 0) 第三 欄に掲げる方法によって得られた値 が 当 該 定

 \mathcal{O} 値 を基準とした同 表 \mathcal{O} 第四 欄に掲げる許容差 \mathcal{O} 範 囲 内 にあ る 値、 当該 下 限 値

 \mathcal{U} 上 限 値 12 あ 0 ては、 同 表 \mathcal{O} 第 欄 \mathcal{O} 区 分に応じ、 同 表 \mathcal{O} 第 欄 に 掲 げ る方法

12

及

ょ 0 7 得 5 れ た 値 が 当 該 下 限 値 及 び 上 限 値 \mathcal{O} 範 进 内 で な け れ ば なら な \ <u>`</u> ただ

当 該 定 0) 値 に あ って は、 同 表 \mathcal{O} 第 欄 \mathcal{O} 区分に応じ、 同 表 \mathcal{O} 第 欄 12 掲 げ

る方法によって得られた当該 食品 百グラム当たりの当該栄養成 分の 量 又は 熱 量

清 涼 飲 料 水そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 *∅* 般に 飲 用 に 供す る液 状 \mathcal{O} 食品 に あ って は、 当 該 食 品品 百 3

リリ ツ 1 ル 当た り 0) 当 該 栄 養 成 分 \mathcal{O} 量 又 は **1**熱量 が 同 表 \mathcal{O} 第 五. 欄 に 掲 げ Ź 量 に 満

たない場合は、○と表示することができる。

次に掲げる要件の全てに該当する場合 (特別用途食品 (特定保健用食品を除

2

	名称及び住所
<u>ති</u>	者の氏名又は
食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示す	食品関連事業
二 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。	
よって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示をすること。	
一 表示された値が別表第九の第一欄の区分に応じた同表の第三欄に掲げる方法に	
をする場合は、この限りでない。	
表示、糖類を添加していない旨の表示又はナトリウム塩を添加していない旨の表示	
養成分の補給ができる旨の表示、栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の	
表示することができる。ただし、第七条の規定に基づく栄養成分の機能の表示、栄	
と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を	
は、原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成	
く。)を除く。)には、1の三の規定にかかわらず、1の一の一定の値にあって	

の項において同じ。)と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製	在地。以下こ
っては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者の氏名又は名称。以下こ	同じ。)の所
選別した者を含む。以下この項において同じ。)の氏名若しくは名称(輸入品にあ	処理場。以下
所在地。以下この表において同じ。)又は製造者若しくは加工者(食品を調整又は	特別牛乳搾取
の所在地(輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場の	乳にあっては
しくは加工所(食品の製造又は加工が行われた場所。以下この項において同じ。)	理場(特別牛
2 1の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若	あっては乳処
っては乳処理業者の氏名又は名称)を表示する。	所在地、乳に
者を含む。)の氏名又は名称(輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあ	者の営業所の
乳にあっては乳処理場の所在地)及び製造者又は加工者(食品を調整又は選別した	っては輸入業
じ。)が行われた場所)の所在地(輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、	(輸入品にあ
変化させる製造又は加工(調整及び選別を含む。)に限る。以下この表において同	工所の所在地
1 製造所又は加工所(食品の製造又は加工(当該食品に関し、最終的に衛生状態を	製造所又は加

二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウ	牛乳搾取処理
に回答する者の連絡先	あっては特別
一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたとき	(特別牛乳に
においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。	乳処理業者
製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合	乳にあっては
出た製造者の製造所固有の記号(以下「製造所固有記号」という。)の表示をもって	名又は名称、
じ。)の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け	輸入業者の氏
品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3において同	品にあっては
らの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。)又は販売者(乳、乳製	は名称(輸入
出た製造所固有の記号(アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれ	工者の氏名又
合にあっては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け	製造者又は加
3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場	同じ。)及び
造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。	の章において

品(当該加工食品を	原材料とする加工食	材料」という。)を	食品(以下「特定原	別表第十四に掲げる アレルゲン	表示の方法に従い表示されなければならない。	る際(設備を設けて飲食させる場合を除く。	2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が	いて同じ。)	下この章にお	又は名称。以 及び製造所固有記号	じ。) の氏名 三 当該製品を製造し	
該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の	当該添加物を含む旨及び当該食品に含まれる添加物が当	2 特定原材料に由来する添加物を含む食品にあっては、	の直後に括弧を付して表示する。	1 特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名	ない。	く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める	業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売す				当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称	

「特定保健用食品」と表示する。ただし、許可又は承認	特定保健用食品であ	特定保健用食品
	ン化合物を含む旨	む食品
L‐フェニルアラニン化合物を含む旨を表示する。	L‐フェニルアラニ	アスパルテームを含
き抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。		
又は添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づ		を含む食品
旨の表示を省略することができる。ただし、当該原材料		除く。以下同じ。)
又は添加物について、特定原材料を含む旨又は由来する		ないもの及び香料を
含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料		(抗原性が認められ
るものにあっては、そのうちのいずれかに特定原材料を		料に由来する添加物
当該原材料又は添加物に同一の特定原材料が含まれてい		く。)及び特定原材
以上の原材料又は添加物を使用しているものであって、		られないものを除
3 1及び2の規定にかかわらず、当該食品に対し二種類		含み、抗原性が認め
直後に括弧を付して表示する。		原材料とするものを

の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装	
2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、そ	
表示する。	
ル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの含有量を	て同じ。)の量及び
たもの)及び関与成分の百グラム若しくは百ミリリット	健用食品の項におい
質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算し	を含む。以下特定保
1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく	栄養成分(関与成分
	の内容
許可等を受けた表示の内容のとおり表示する。	許可等を受けた表示
品」と表示する。	
こととされたものにあっては、「条件付き特定保健用食	
保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をする	
(以下「許可等」という。)の際、その摂取により特定の	る旨

を。」と表示する。	生活の普及啓発を図
「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランス	バランスのとれた食
	意事項
申請書に記載した内容を表示する。	摂取をする上での注
申請書に記載した内容を表示する。	摂取の方法
	安量
申請書に記載した内容を表示する。	一日当たりの摂取目
める表示の方法を準用する。	
以下この項において同じ。)の量及び熱量の項の1に定	
(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。	
3 1及び2に定めるほか、本条第一項の表の栄養成分	
の間に表示する。	
その他の一単位当たりの含有量をナトリウムと関与成分	

	ては当該注意事項
	要とするものにあっ
	に関し特に注意を必
申請書に記載した内容を表示する。	調理又は保存の方法
	値に対する割合
	の栄養素等表示基準
	まれる当該関与成分
	りの摂取目安量に含
る割合を百分率又は割合で表示する。	あっては、一日当た
たときの関与成分摂取量の当該栄養素等表示基準値に占め	示されているものに
場合、一日当たりの摂取目安量に基づき当該食品を摂取し	養素等表示基準値が
関与成分が栄養素等表示基準値の示されている成分である	関与成分について栄
	る文言

												機能性表示食品
				量	栄養成分の量及び熱	有する機能性	分を含有する食品が	当該成分又は当該成	機能性関与成分及び	科学的根拠を有する	る旨	機能性表示食品であ
日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナト	2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、一	する。	したもの)の一日当たりの摂取目安量当たりの量を表示	質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算	1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく					消費者庁長官に届け出た内容を表示する。		「機能性表示食品」と表示する。

消費者庁長官に届け出た内容を表示する。	一日当たりの摂取目
	関与成分の含有量
三の次に表示する。	安量当たりの機能性
消費者庁長官に届け出た内容を、別記様式二又は別記様式	一日当たりの摂取目
の摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。	
単位」という。)当たりの量」とあるのは「一日当たり	
分、一包装その他の一単位(以下この項において「食品	
「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食	
示の方法を準用する。この場合において、同項の1中	
の項において同じ。)の量及び熱量の項の1に定める表	
ぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下こ	
3 1及び2に定めるほか、第一項の表の栄養成分(たん	
リウムの量の次に表示する。	

安量	
届出番号	消費者庁長官への届出により付与された届出番号を表示す
	ි _ං
食品関連事業者の連	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番
絡先	号を表示する。
機能性及び安全性に	「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待
ついて国による評価	できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出され
を受けたものではな	たものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁
い旨	長官による個別審査を受けたものではありません。」と表
	示する。
摂取の方法	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
摂取をする上での注	消費者庁長官に届け出た内容を表示する。
意事項	

れた食品ではありません。」と表示する。	婦(妊娠を計画して
振を計画している者を含む。)及び授乳婦を対象に開発さ	者、未成年者、妊産
「本品は、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊	疾病に罹患している
	のではない旨
ありません。」と表示する。	予防を目的としたも
「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものでは	疾病の診断、治療、
	ては当該注意事項
	要とするものにあっ
	に関し特に注意を必
消費者庁長官に届け出た内容を表示する。	調理又は保存の方法
	る文言
を。」と表示する。	生活の普及啓発を図
「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランス	バランスのとれた食

別表第十七の下欄及												
遺伝子組換え食品に	べも追	中止し医師に相談す	際は速やかに摂取を	体調に異変を感じた	た上で摂取すべき旨	師、薬剤師に相談し	服用している者は医	者は医師、医薬品を	疾病に罹患している	したものではない旨	び授乳婦に対し訴求	いる者を含む。)及
1 加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって			に相談してください。」と表示する。	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師			る。	る場合は医師、薬剤師に相談してください。」と表示す	「疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用してい			

る場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子	
い別表第十七の上欄に掲げる対象農産物を原材料とす	
え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていな	
二 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換	
産物である旨を表示する。	
換え」等分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農	
を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組	
産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧	
組換え農産物である別表第十七の上欄に掲げる対象農	
一 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝子	
ては、次に定めるところにより表示する。	
の下欄に掲げるもの(2に掲げるものを除く。)にあっ	に掲げる加工食品
生じたたんぱく質が残存する加工食品として別表第十七	び別表第十八の中欄 関する事項

組 換え不分別」 等遺 伝子 組 換 え農産 物 及 び 非 遺 伝 子 組

換 え 農 産 物 が 分別され れ 7 1 な 1 旨 を 表 示 す \hat{z}_{\circ}

三 遺伝 子 組 換え農産 物 が 混 入しない ように分別 生 産 流

通 管 理が 行 わ れたことを確 認 し た別 表第十-七 0) 上 欄 に

掲げ る対象農 産物を原材料とする場 **愛合は、** 当該 原 材料

名を表一 示するか、 又は 当 該 原 材 料 名の 次 に 括 弧 を付

して、 若しく は容器に 包 装 \mathcal{O} 見 やす 1 筃 所 に 当 該 原 材 料

名に対応させて、 遺伝子 組 換え農 産 物 が 混 入 し な

子 うに 組 分別 換 え農産 生産 物 流 が 通 管 混 入し 理 が 行 ないように分別生 わ れた旨を表示 する。 産 流 通 管 遺伝 理

が 行 わ れ た旨を表示 しようとする場合に お 7 て、 遺 伝

子 原 組 材料とする場合に限 換 え 農 産 物 \mathcal{O} 混 入が な 1 遺伝 と 認 子 \Diamond ,組換 5 れ え農産 る 対 象 農 物 が 産 混 物

り、

を

1

ょ

入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示

に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換

え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換

え農産物である旨を示す文言を表示することができ

る。

別表第十八の上欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組

2

換え農産

物を含む同

表

 \mathcal{O}

下

欄

12

掲げる対象農

産

物

を

原

材

料とする加工食品(これを原材料とする加工食品を含

む。)であって同表の中欄に掲げるものにあっては、

次

に定めるところにより表示する。

一 特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特

定遺伝子組換え農産物である別表第十八の下欄に掲げ

る対象農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の

別、 る旨 特 欄 次に括照 遺伝子組 に 遺伝子組換えの 産 か 対 掲げ 特定遺 12 定遺伝子組 わらず、 象 物 農 掲 を が 表 る形質) 産 意 弧を付して「○○○遺伝子 げる形質) 「〇〇〇遺伝子 機え農 物 図 伝子 示 当 該 す を 的 る。 に混 組換え農産 換え農産物である旨を表示す 原 原 等特定遺伝子 ものを混合」 産 材 合され 等特定分別生 材 料 物 が \mathcal{O} 料名の次に括 とする場 組 場 意 た別が 合 物 換え」 义 及び非 的 に (000は 表第 合 お に 組換え農産 混 産 は、 1 $(\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 合され て、 弧 + 特 流 組 定遺伝 凣 換え 第三 を付して 通 管 0 た農産 物 下 は、 項 理 \mathcal{O} 子 及び 同 欄 が ŧ \mathcal{O} 組 行 表 に 同 \mathcal{O} 規 遺 を分 非 換 定 掲 わ 物 \mathcal{O} 表 (え農 伝子 特 上 で げ れた に \bigcirc あ 定 欄 上 か る

組

煙焼えの

ものを混合」

等の文字の次に括弧を付して、

該 特定遺伝子組換え農 産 物 が 同 \mathcal{O} 作目 に属い がする対

象 農 産 物 に . 占 \Diamond る 重 量 \mathcal{O} 割 合を表す 示することができ

る。

3 分別生産流 通管理を行ったにもか かわらず、 意図 世ざ

る遺伝子組換え農産! 物 又は 非 遺 伝子 組 機え農 産 物 \mathcal{O}

定

 \mathcal{O} 混 入が あ 0 た場合に お *(* \ ても、 1 \mathcal{O} 又は \equiv 確 認

適 切 に 行 わ れ 7 1 る場合に は、 1 0 規 定 \mathcal{O} 適 用 に

みなす。

は、

分別:

生

産

流

通

管

理

が

行わ

れたことを確

認

し

た

ŧ

のと

4 特定分別生産 流 通管

農産 せざる特定遺伝子組 物 \mathcal{O} 定 \bigcirc 混 入 換 が 理を行 え農 あ 0 た場 産 ったに 物 合に 又 は しもかかり お 非 特 1 定遺 わらず、 伝子 組 \mathcal{O} 換え 意図

確 認 が 適 切 に 行わ れてい る場合には、 2 D 規定 \mathcal{O} 適 用 に

7

Ŕ

2

 \mathcal{O}

0

1

7

が

ついては、特定分別生産流通管理が行われたことを確

認

したものとみなす。

5 別表第十七及び別表第十八に掲げる加工食品の原

材料

のうち、対象農産物又はこれを原材料とする加工食品で

あって主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い

原

物

材料の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加

う。 \mathcal{O} 重 以下[量 に 同じ。) でないものに 占 8 る 割 合 が 五. パ] セ ント ついては、 以 上で 分別 あ る 生 Ł 産 \mathcal{O} 流 を

管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨、遺伝子はこりです。これでは、人別生産流

組

通

な

換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されてい

1 当、 遺 伝 子 組 換 れ いえ農力 産 (遺 物 が 混 入し な ζ) ように 分別 生 が 産

1 流 と 通 認めら 管 理 が れる対象農産 行 わ た旨 物である旨を含む。)、 伝 子 組 換 え 農 産 物 \mathcal{O} 混 特定分 入 な

1

6 る旨 に 換 産 七 に に え農 別 示 とする。ただし、これらの (以 下 及び え 物 生 ょ は ょ 関する表示を行う場合に 対 に 産流 不 である原材料については、 象農産物 りこれを表示 産 りこれを表示しなければならない。 又 ,関 要とする。 別 物 は 「遺伝子組換えに関する表示」 通管 特 する表示を行う場合に 表第十八に掲げる加 が 意図 定 遺 を原材料とする加工食品であって別表第十 理 的 が 伝 i 子 ただし、 に混合された農産 行 な 組 わ け 換 れ え農 れ た特定遺伝 には、 当該 ば 原材料について遺伝子 工 な 産 食品 遺伝 は、 原材 らな 物 1 カン 及 以外の 料 子 5 物である旨 子 1 び という。) 組 及び 組換えに 4 非 について遺伝 換 特 ま え農 2 で t 定 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 遺 関 規 産 規 \mathcal{O} \mathcal{O} 伝 ける表 対象農 定 組 は 定 表 物 子 不 子 換え で \mathcal{O} \mathcal{O} 示 組 組 要 あ 例 例 換

乳児用規格適用食品	乳児用規格適用食品	「乳児用規格適用食品」	の文字又はその旨を的確に示す文
(食品、添加物等の	である旨	言を表示する。	
規格基準(昭和三十			
四年厚生省告示第三			
百七十号) 第1食品			
の部A食品一般の成			
分規格の項の12に規			
定する乳児の飲食に			
供することを目的と			
して販売する食品			
(乳及び乳製品並び			
にこれらを主要原料			
とする食品であっ			

<.	製	的	食	(C	百	年	性	働	< <u> </u>	7	す	て、
	口口	ع	に	規		厚	物	大		販	る	
$\overline{}$		L	供	定	+	生	質	臣	$\overline{}$	売	>_	乳
並	(乳	7	す	す	九	労		が	並	す	لح	児
び	飲	販	Ź	Ś	号)	働	平	定	び	Ź	を	\mathcal{O}
に	料	売	るこ	乳	9	坐	成	8	に	ŧ	目	飲
				七	/-/- -	省告	118			_		以
乳	を	す	と	児	第	台		る	厚	\mathcal{O}	的	食
及	除	る	を	\mathcal{O}	<u> </u>	示	+	放	生	を	と	に
7 K	• •	乳	目	飲	号	第	冗	射	労	除	1	供
\circ		7 4	\vdash	12/1	<i>' J</i>	2/1	\sim	411	//	1517		レヽ

							品	輸入品以外の加工食 原	う。以下同じ。)	用される食品をい	する食品の規格が適	乳製品を主要原料と
								原料原産地名				
の原材料である米穀を除く。)をいう。以下同じ。)の	(米穀及び別表第十五の1の6)に掲げるもちを除く。)	年法律第二十六号)第二条第三項に規定する指定米穀等	報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一	ることとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情	規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示す	律(昭和二十八年法律第七号)第八十六条の六第一項の	も高い原材料(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法	1 対象原材料(使用した原材料に占める重量の割合が最				

原産 地を、 原材料名に対応させて、 次に定めるところに

より 表 「示する。

対象原材料が生鮮食品であるもの (別表第十五 $\frac{1}{0}$

から5までに掲げるものを除く。)にあっては、

次に

定めるところにより表示する。

1 国 産品 に あっては国産である旨を、

表示することができる。

は、

国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を

ては

原

産

国

名を表示する。

ただし、

玉

産

묘

に

あ

って

輸

入品

に

あ

0

知られてい る地 名

1

農産物にあっては、

都道府県名その他一

般に

畜 産 物 に あ っては、 主たる飼 養 地 最 ŧ 餇

養

期間 が長い場所をいう。 以下同じ。)が属する都

道府県名その他一般に知られている地名

(ハ) 水産物にあっては、生産(採取及び採捕

を含

む。以下同じ。)した水域の名称(以下「水域名

」という。)、水揚げした港名、水揚げした港又

は主たる養殖場(最も養殖期間の長い場所をいう

。以下同じ。)が属する都道府県名その

他

般

に

知られている地名

ロ 輸入された水産物にあっては、

を併記することができる。

二 対象原材料が加工食品であるもの(別表第十五の2

か

ら5までに掲げるものを除く。)

にあっては、

次に

定めるところにより表示する。

1

国産品にあって

は、

国内において製造された旨を

- 42 -

原産国名に水域名

国 内製造」と、 輸 入品にあっては外国において製

造された旨を「○○製造」と表示する(○○は、 原

産国名とする。)。ただし、国 産 品にあっては

玉 内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示

す る (00は、 都道府県名その他一 般に知られてい

る 地名とする。)ことができる。

口

1

の規定による原産

地

の表示に代えて、

当

該

対

象

原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品 の名

称と共にその原産地を表示することができる。

別表第十五の 1に掲げるものにあっては、イの 規

合が 定に か も高 か わらず、 生鮮 当該対象 食品 名称と共にその 原材料 に占め る重 原 産 量 地 ー を 表 \mathcal{O} 割

示する。 最 0

三 が二以上ある場合に 一及び二の規定により表示することとされる原 あっては、 対象原材料に占 8 る 産 重 地

量 $\overline{\mathcal{O}}$ 割 合 の高 問いもの から順に表示する。

及び二の規定により表示することとされる原産

地

兀

が三以上ある場合にあっては、対象原材料に占める重

量 0) 割 合 0 高 1 もの カン ら順に二以上 表示し、 その

他

 \mathcal{O}

原 産 地 を 「その 他」と表示することができる。

五. 5 6までの規定により原 別表第十五 の1に掲げるものの 産地を表示する原材料以外 対 象原品 材料及び 2 か

 \mathcal{O}

対象原材料にあっては、 次のいずれ かに該当し、 か

には、 つ、三及び 次に定めるところにより表示することができ 匹 \mathcal{O} 規定 に より表示することが 困 難 な 場 合

る。

1 対象原材料として二以上の原 産 地 \mathcal{O} t のを使用

か 当該 対 象 原 材 料に占め る 重 量 \mathcal{O} 割 合 \mathcal{O} 順 序

が 変動する可能性がある場合であって、 次に 撂 げる

要件の全てに該当する場合には、三の規定に か か わ

らず、 使用される可 能性が ある原産地 を、 過去 の 一

定期間 に おけ る使用 実績又は 将来 の 一 定期 間 12 お

る使 用 計 画 12 お け る対 象 原 材料 に占め る 重 量 \mathcal{O} 原 割

地 (以下 二 から順に、 定期間 「又は」の文字を用いて表示すること 使用 割合」という。) \mathcal{O} 高 1

ができる。

7 過去 *(*) 定期 間 に お け る使用 実績 に基づ き原

産 に おける使用 地 を 表 示 Ĺ 計 た 画 場 合に に 基づき原産 は その 旨、 地を表示 将 来 \mathcal{O} した場合 定 期 間

合

け

産

にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合

 \mathcal{O}

高

ŧ

 \mathcal{O}

カゝ

5

順

に

表示した旨を、

容器包

装

 \mathcal{O}

原

料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である

対象原材料の原産地(前号の規定に基づき「その

他」と表示されたものを除く。)については、当

該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期

ること。

間

使用割合が五パーセント未満である旨を表示す

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材

料として使用する二以上の原産地のものの当該対

象原材料に占め こと及びこれらの一定期間 る重 量 \mathcal{O} 割 使用 合 \mathcal{O} 割合 順 序 \mathcal{O} \mathcal{O} 変動 順を示す資 が あ る

料を保管すること。

ロ 対象原材料として三以上の外国が原産地

 \mathcal{O}

ŧ

 \mathcal{O}

を

使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合

の順序が変動する可能性がある場合であって、過去

又は 将 来 \mathcal{O} __ 定期間 に お け る当 該 原 産 地 の当 該 対 象

原材 料 に . 占 8 る重 量 \mathcal{O} 割 合 \mathcal{O} 順 序 \mathcal{O} 変 動 を示 す 資料

を保管している場合には、三の規定にかかわらず

原産国名の表示に代えて、輸入品である旨を、対

象原品 原 材 材 料 料 が 生 が 鮮 加工食品である場合には 食品である場合には 「輸入」 「外国 等と、 製造 等 対

と表示することができる。

地 対 \mathcal{O} ŧ 象 原 のを使用し、 材料として かつ、 玉 産 品 当該対 及 び三 以 象原材料 上 \mathcal{O} 外 に占める 玉 が 原 産

象

重量 \mathcal{O} 割 次に 合 掲げ \mathcal{O} 順 る 序 要件 が 変動 \mathcal{O} する可に 全てに該 能 性 当する場合に が ある場合であ は

三の規定に か かわ らず、 使用され る可 能 性 が あ る原

産地として、 対象 原材料 が 生鮮 食品である場合には

玉 産 である旨及び 輸 入品である旨を 国 産 又 は 輸 入

等と、 対 象原: 材 料 が 加 工 食品 である場合に は 玉 内

に お 1 7 製 造さ、 れ た旨 及 び 外 玉 に お 1 7 製造さ れ た

割合 旨 を 国 1 内]製造又: カン ら順 は 外 国 「製造」等と、 表示することができる。 定 期 間 使用

の高

ŧ

 \mathcal{O}

に

1 過去 の 一 定 期 間 に お ける使用実績 に基づき原

産 地 を 表 示 した場合に は その旨、 将 来 \mathcal{O} 定 期 間

に に は お その旨が認 け る 使 用 計 識できるよう、 画 に 基づ き 原 産 地 定期 を 表 間 示 使 L た 用 割 場 合 合

の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原

料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である

対象原材料の原産地については、当該原産地の

表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合

が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原:

の当 料として使用する三以上の外 該 対象原材料に占める重 量 玉 \mathcal{O} が 割 原 合 産 \mathcal{O} 地 順 \mathcal{O} t 序

 \mathcal{O}

変

 \mathcal{O}

動があること、三以上の外国が原産地である対象

原 材料 ځ 玉 産 묘 であ る対 象 原 材 料の 当該 対 象 源 材

料 に占 8 る重 量 \mathcal{O} 割 合 \mathcal{O} 順 序 \bigcirc 変 動 が あること及

びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保

材

管すること。

六 別表第十五 \mathcal{O} 1に掲げるものに あっては、 対 象 原 材

料として二以上の原産 地 のものを使用し、かつ、 当 該

対象原材料に占める重量 の割合の順序が変動する可能

性が ある場合には、三の規定にか か わらず、 使用され

る可 能 性が ある原産地を、 定期 間 使 用 割 合 \mathcal{O} 高 1

産 地 か 5 順 に 表示することができる。 こ の 場 合に

て、 に表示したことが認識できるよう、 定期間において使用した割合の高 必要な表示をしな 7 も の か 5

け ればならない。

2 別 表第十五 \mathcal{O} 2 に 掲げる農産物 漬 物 にあっては、 原 材

料名に対応させて、 次に定めるところにより表示する。

お

1

原

順

 \mathcal{O} 農産 高 11 物漬 農 産 物 物 \mathcal{O} 又 原 は 材料 水 産 及 び 物 \mathcal{O} 添 上 位 加 匹 物 位 \mathcal{O} 重 内 量 に占め 容 重 量 る割 が 三百 合

グラム以下 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に あっ て は、 上位三位) まで \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

で、 か 原材料及び添加 物 \mathcal{O} 重量に占める割合が五

 \mathcal{O}

パーセント 以 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 原 産 地 名は、 原 材 料に占める重 量

割 合 \mathcal{O} 高 1 原 産 地 \mathcal{O} 順 に、 次に定めるところに ょ

示

する。

当

該

原

材

料

以

外

 \mathcal{O}

漬

け

た

原

材

料

 \mathcal{O}

原

産

地

名

に

り

表

0 いても、 同 様 に 表 示することができる。

1 農産: 物

玉 産品 に あっては国 産である旨を、 輸 入品 に あ 0

ては 原 産 玉 [名を表] 示 Ĺ その 原 産 地 名 \mathcal{O} 次 に 括 弧 を

付して、 該 原 産 地 を 原 産 地 とす る 原 材 料 を 原 材 料

及び添加 物に占え しめる重 量 $\overline{\mathcal{O}}$ 割 合 \mathcal{O} 高 1 t \mathcal{O} カン 5 順

に、 その 玉 産 最 品 **€** に あ 般 0 的 7 は な名称をもって表示する。 玉 産 である旨に代えて 都 ただ 道 府

県名、市町村名その他一般に知られている地名を、

輸入品にあっては原産国名に代えて一般に知られて

いる地名を表示することができる。

口 水産物

(イ) 国産品にあっては国

産

である旨を、

輸

入品

に

あ

0

て

は

原

産国名を表示し、

その

原

産

地

¹名の

次に

括

弧 原 を付 材 料 して、 及び 添 当該 加 物 に占め 原 産 地 る重 を原 量 産 地とす \mathcal{O} 割 合 んる原 \mathcal{O} 高 材 1 料 ŧ を \mathcal{O}

る。 か ら順 ただし、 に、 その 玉 最 産 品 Ł に 般 あ 的 0 て な 名 は 称 玉 をも 産 で っって・ あ る旨に代 表 示 す

えて水域名、水揚げした港名又は水揚げした港若

しくは主たる養殖場が属する都道府県名、 市 町 村

名そのは 他 般に 知ら うれてい る地名を表示すること

ができる。

(ロ) 輸入品にあっては、①の規定にかかわらず、

原

原産. 産 地 国名に水域名を併記することができる。 が 0 みである場合及び原材料及び添 加

(内容重量が三百グラム以下のものにあっては、 上 位

重

量

に占める割合

 \mathcal{O} 高

1

. 農産:

物 又

は

水産:

物

 \mathcal{O}

上 位

兀

位

物

 \mathcal{O}

三位)までのもので、かつ、 原材料及び添加 物 \mathcal{O} 重量

に占める割合が五パーセント以上 \mathcal{O} も の が 種 類 のみ

である場合には、 原産 地 名に ついて原材料 の表示を省

略することができる。

三 原産: 地を二以上表示する場合には、 次に定めるとこ

ろにより表示することができる。

イ 原 産 地 名 及び 原 材 料 \mathcal{O} 名 称 \mathcal{O} 規 定 に ょ

り

原

材

料の表示を省略する場合にあっては、原産地名)の

次に、原材料及び添加物に占める重量の割合を、パ

ーセントの単位をもって単位を明記して表示する。

ただし、ロに定めるところにより原産地を表

示

する

場合を除く。

ロ 原材料の表示が二以上連続して同一となる場合に

は、当該原材料を原材料に占める重量の割合が最

Ł

低 7 当 該 原 材 料 \mathcal{O} 原 産 地 名 \mathcal{O} 次に 括弧 を付して、 そ

 \mathcal{O} 最 Ł 般 的 な 名 称 をも って表 示 当 該 原 産 地 名

以 外 \mathcal{O} 原 産 地 名 に 0 1 7 原 材 料 \bigcirc 表 示 を 省 略 す る。

3に掲げる野菜冷凍食品にあっては、原

3

別

表第十

五

 \mathcal{O}

材料名に対応させて、次に定めるところにより表示

す

る。

占め 三位 材料 及 び を、 名 高 原 合 \mathcal{O} 産 \mathcal{O} 1 野菜 まで 次に 輸 及び 添 高 る 原 地 名 加 割 入 産 1 冷 \mathcal{O} 添 括 品 は、 物 野 合 地 凍 ₽ 加 菜 弧 に \mathcal{O} が \mathcal{O} 食 五. 物 を付して、 原 重 0 \mathcal{O} あ 順 品品 で、 \mathcal{O} 材 量に占い 上 パ に、 0 \mathcal{O} 位三位 料料 7] 重 原 量 セ カゝ は 玉 及 材料 つ、 原 産 び \Diamond ン に 上までの 当 る 占 1 品 添 産 及 割合が 原材 該 8 以 玉 に 加 Ű 名を表 る 物 \mathcal{O} 上 原 あ 添 料 割 に占 産 ŧ \mathcal{O} 0 加 ので、 及 合 7 五. 地 ŧ 物 び を 8 パ 示 は \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 添 高 原 る] を 玉 重量 加 重 セ か 原 1 産 産 そ ント 材 物 野 地 で 量 つ、 元に占 菜 とす 料 \mathcal{O} \mathcal{O} あ \mathcal{O} \mathcal{O} 原 割 原 に る 以 重 8 上 上 占 量 る 産 合 材 Ś 位 原 \Diamond に 地 \mathcal{O} \mathcal{O} 料 割

る

重

量

 \mathcal{O}

割

合

 \mathcal{O}

高

1

ŧ

 \mathcal{O}

カゝ

5

順

に、

その

最

£

般

的

な

産 名称をもって表示する。 地 玉 名に 産 つい 品 に て あ いってい も同 は 様 玉 に 当該 表 産である旨に代えて都道 示することができる。 原 材料以外の 原材 料 ただ 府 \mathcal{O} 県 原

品にあっては原産国名に代えて一般に知られている地名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入

名を表示することができる。

重 量 原産 に 占め 地 が る割合の 0 みである場合及び 高 1 野菜の上位三位まで 原 材料 及び

パーセント以上のものが一種類のみである場合には、

で、

カゝ

原材料及び添

加

物

 \mathcal{O}

重量に占める割合が五

0

t

 \mathcal{O}

添

加

物

 \mathcal{O}

る。 原 産 原 地 名に 産 地 ついて原材料 を二以上 表 示する場合には、 \mathcal{O} 表 示を省略することができ 次に定めると

ころにより表示することができる。

4

別 表第十一 五 0) 4に掲げるうなぎ加工 品にあって は、 う

1 原 材 原 料 産 地 \mathcal{O} 名 表 反 び 示 を 省 原 材料 略 す んる場 \mathcal{O} 名 合に 称 (第三項 あ って の規 は、 定 原 に 産 ょ 地

り

名) 0 次に、 原材 料 及び 添 加 物 に 占め る 重 量 \mathcal{O} 割 合

表示

を、 パ ーセントの単 位をもって単位を明記 して

する。

ただし、

口に定めるところにより

原

産

地

を表

示する場合を除く。 続

口 原 材 料 \mathcal{O} 表 示 が二以 上 連

7

同

となる場

一合に

量

 \mathcal{O}

は、 当 該 原 材料 を原 材 料及 び 添 加 物に 占 8 る 重

割合が最も低い当該 原 材 料 \mathcal{O} 原 産 地 名 \mathcal{O} 次に 括 弧 を

付して、 その 最 ŧ 般 的 な名称 を ŧ つって 表示 当

該 原 産 地 名以 外 \mathcal{O} 原 産 地 名 に つ 1 て原 材料 \mathcal{O} 表 示 を

省 略 す

なぎの名称の次に括弧を付して、 原産 地について、 国 産

品 に あ って、 は 国 産である旨を、 輸入品 にあって は 原 産 国

名を表示する。 ただし、 次に定める方法により表示する

ことができる。

水揚 玉 げげ 産 品 した港名又は水揚げ に . あ っては、 国産である旨に代えて水域名、 した港若 しくは

主たるが

養殖

場 が 属 す る都が 道 府 県 名、 市 町 村名その 他 般に

てい る地名を表示することができる。

輸 入品にあっては、 原産国 名に水域名を併記するこ

とができる。

5 別表第十五 0) 5に掲げるか つお削り りぶしにあっては、

次に定めるところにより 表示 する。

カン つおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原

知

られ

れ 産 た旨 地について、 を 「国内製造」と、 国産品 にあっては 輸 入品 に 国内におい しあって は 外 て製造さ 国 に お

いて製造された旨を「○○製造」と表示する(○○

は、原産国名とする。)。ただし、国産品にあって

に一層直名とできった。ナナリー目を占いま

は、

「国内製造」

の表示に代えて、

「〇〇製造」と表

示する(○○は、都道府県名その他一般に知られてい

る地名とする。)ことができる。

二 一の原産地を二以上表示する場合には、

原材料及び

る。 添加物に占める重量の割合の高い原産地の順に表示す

でのりを原材料として使用しているものに限る。) にあ6 別表第十五の6に掲げるおにぎり(米飯類を巻く目的

っては、

のりの名称の次に括弧を付して、

当該

のり

O

原

- 59 -

原産国名を表示する。	原産国名	輸入品
とができる。		
地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示するこ		
7 1から6までの規定により表示することとされる原産		
とができる。		
二 輸入品にあっては、原産国名に水域名を併記するこ		
ている地名を表示することができる。		
場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られ		
水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖		
一国産品にあっては、国産である旨に代えて水域名、		
ただし、次に定める方法により表示することができる。		
産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。		
料となる原そうの原産地について、国産品にあっては国		

3

前二項の規定にか

カュ

わらず、

次の表の上欄に掲げる表示事項の表示

は、

同表の下欄に掲げる区分に該当

する食品にあってはこれを省略することができる。

保 存 の方法 8 7 3 2 9 6 5 4 1 10 又はポ 冷菓 でん粉 氷 酒 食塩 砂 常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がない 飲料水及び清涼飲料水 ア チューインガム 類 糖 イスクリー リエチレ ン容器入りの 類 (ガラス瓶 ŧ \mathcal{O} に限る。 入りのも 以下この表にお \mathcal{O} (紙栓を付けたものを除く。 ** \ て同じ。) もの

	2	(土	原材料名 1 空	9	8	7	6	5	4	3	期限 2	消費期限又は賞味 1
缶詰及び食肉製品の場合	原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。	、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの	氷	飲料水及び清涼飲料水	酒類	食塩及びうま味調味料	アイスクリーム類	砂糖 	冷菓	チューインガム	でん粉

政令第五条に掲げる特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)	及び内容総量
1 内容量を外見上容易に識別できるもの(特定商品の販売に係る計量に関する	内容量又は固形量
定保健用食品及び機能性表示食品を除く。)	
容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの(特	添加物
に混合した旨を表示する場合	
六 原材料名に特定遺伝子組換え農産物と非特定遺伝子組換え農産物を意図的	
を表示する場合	
五 原材料名に分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨	
ない旨を表示する場合	
四 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されてい	
示する場合	
三 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表	
二 特定保健用食品及び機能性表示食品の場合	

							 熱	 栄			
							熱量	栄養成分の量及び			
五 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第九条第一項において消費税を納	四 極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む。)が変更されるもの	三 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの		一 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるも	 ; ; 	う。以下同じ。)をしようとする場合、特定保健用食品及び機能性表示食品を除	総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をい	以下に掲げるもの(栄養表示(栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の	用食品及び機能性表示食品を除く。)	(特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品、特定保健	2 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの

第四条 前条に定めるものの ほ か、 食品関連事業者が一 般用加工食品のうち別表第十九の上欄に掲げる食品

個別:

的義務表示)

	める義務が免除される事業者が販売するもの
製造所又は加工所	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの(食
の所在地及び製造	品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示は要しないとされているものを除
者又は加工者の氏	
名又は名称	
遺伝子組換え食品	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの
に関する事項	
乳児用規格適用食	1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの
品である旨	2 乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるもの
原料原産地名	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの
原産国名	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの

を販売する際 (設備を設けて飲食させる場合を除く。) には、 同表 の中欄に掲げる表示事 項 が 同 表 \mathcal{O} 下 欄

に定め る表 示 \mathcal{O} 方法 に 従 V 表 示され なけ ń ばならない。 ただし、 容器 包 装 \mathcal{O} 表 示 可 能 面 積 が お お む ね

平方センチメートル以下である一般用加工食品にあって は、 同表の中 欄に掲げる表示事項の表示を省略す

ることができる。

(義務表示の特例)

第五 条 前二条 の規定にか かわらず、 次の表の上欄に掲げる場合にあっては、 同表 公の下欄に に掲げ る表示事 項

の表示は要しない。

酒類を販売する場合	原材料名 アレルゲン 原産国名
食品を製造し、又は加工した場所で販	原材料名(特定保健用食品及び機能性表示食品の場合を除
売する場合	く。) 内容量又は固形量及び内容総量(特定保健用食品及び
不特定又は多数の者に対して譲渡(販	機能性表示食品の場合を除く。) 栄養成分の量及び熱量(栄
売を除く。)する場合	養表示をしようとする場合並びに特定保健用食品及び機能性表
	示食品の場合を除く。) 食品関連事業者の氏名又は名称及び

住 所 (特定 保 健 用 食品 及 び 機 能 性 表 示 食品 の場合を除く。)

原 産 玉 名 原 料 原 産 地 名 別 表 第 + 九 \mathcal{O} 中 欄 に 掲 げ る 表 示 事 項

即 席 8 λ 類 即 席 \otimes λ のうち生タイプ 即 席 8 λ 以外 \bigcirc ŧ \mathcal{O} を

いう。 に係 る油 脂 で処 理した旨、 無菌 [充填] 豆 腐 (食品、 添 加

物 等 \dot{O} 規格 基 準 第 1食品 \mathcal{O} 部 D 各条 \mathcal{O} 項 の豆腐 に規定する 無菌

充 填 豆 一腐を いう。 以下同じ。)に係 る常温 で 0) 保 存 が 可 能 で あ

る旨 及 CK 常 温 で 保 存 L た 場 **添合**に お け る賞 味 期 限 で あ る旨 \mathcal{O}

を冠し たその年 月日、 食肉 (鳥 いて同じ。 獣 \mathcal{O} 生 肉 (骨 及 び 臟 器 を含

む。

に限り

る。

以下この項にお

 \mathcal{O}

項

 \mathcal{O}

中

欄

に

掲

げ

る事 項、 食肉製品 (食品: 衛生法施行令第一条第 一項第 四号に 掲

げ げ るも る事 項 \mathcal{O} に 限 乳 る。 \mathcal{O} 項 以下こ \mathcal{O} 中 欄 \mathcal{O} に 表に 掲 げ お る 事 7 項、 て同じ。) 乳製 品 0) \mathcal{O} 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 中 中 欄 欄 に 12 撂 掲

げ る事 項 乳 又は 乳製 品 を主要原料とする食品 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 中 欄 に 掲

文字

げる事 を いう。) 項、 鶏 \mathcal{O} 項 0 液 \mathcal{O} 卵 中 欄 (鶏 に 掲 \mathcal{O} 殻付、 げげ る 事 き卵 項、 か 切 5 卵 り 殼 身 を取 又 は むき身 ŋ 除 7 に た t \mathcal{O}

魚 介類 (生かき及びふぐを原材料とするふぐ加 工 品品 軽 度 \mathcal{O} 撒な

塩 を行ったものを除く。) を除く。)であって、 生食用 \mathcal{O} t \mathcal{O}

凍結させたものを除く。 0) 項 の中 · 欄 に掲 げる事 項、 生 か

き

加

 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 中 欄 12 掲げ る事 項、 ゆでが にに係る る飲 食 に 供 す Ź 際 に

熱を要す るかどう か \mathcal{O} 別、 魚肉 ハム、 魚 肉 ソ セ ジ 及 び 特

包 装かまぼ この 項 撒され \mathcal{O} 中 塩を行ったものを除く。) 欄 に 掲げる事項、 ふぐを原材料とす Ź

ぐ

加

工

(軽

度

0

0

項

 \mathcal{O}

中

欄

に

掲

げ る事 項、 鯨 肉 製品に係る気密性のある容器包 装に充てんし た

後、 その 中 心 部 \mathcal{O} 温 度を摂氏 百二十度で四分間 加 熱する方法 又

詰 はこれと 又は 瓶 詰 同 \mathcal{O} 等 ŧ 以 のを除く。)の殺菌方法、 上 \mathcal{O} 効 力 を有する方法に より 冷凍 殺 食品 菌 たも \mathcal{O} 項 0 \mathcal{O} 中 缶 欄

殊

性 に 掲げ \mathcal{O} あ る事で る 容 項、 器 包装 容器包装 に 入 れ 詰 密封 加 圧 加 L た後、 熱殺 菌 加 食品 圧 加 に 熱殺 係る食品 菌 L た旨 を気 密

缶 詰 又 は 瓶 詰 \mathcal{O} 食品、 清 涼飲 料水、 食 肉 製 品 鯨 肉 製 品 及 び

| 魚肉練り製品を除く。)、容器包装に密封された常温で流通す

る食品(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を

|除く。) のうち、水素イオン指数が四・六を超え、かつ、水分

活 .性が〇 九 兀 [を超 え、 か つ、 そ \mathcal{O} 中 心 部 \mathcal{O} 温 度を 摂氏百二十

| 度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボ

ツリ ヌス菌を原因とする食中 毒 \mathcal{O} 発生を防止するために摂氏

度以下で

の保存を要するものに係る要冷蔵であ

る旨、

缶

詰

 \mathcal{O}

食

品 に 係 る 主 一要な 原材料名、 水 \mathcal{O} み を原料とする 清 涼 飲 料 水 に 係

る 殺 菌 又 は 除 菌 を 行 0 て 1 な 1 旨 **(**容 器 包 装 内 の 二 酸 化 炭 素 圧

力が摂氏二十度で九十八キロパスカル未満であって、殺菌又は

に 縮 か 除 を行わないも 係る つ、 菌 たものを凍結させたものであって、 (ろ過等により、 発育、 「冷凍果実飲料」 し得る微生 のに限る。 物 原 の文字を除く。 を除去することをいう。 水等に由 及び果実 来して当該 の搾汁又は果実の搾汁を濃 原料用果汁以外の 食品中に存 以 下 同 在 ŧ \mathcal{O}

2 前 項 \mathcal{O} 表 0) 上 欄 \mathcal{O} 場 合に お 1 て、 名称を表示 す うる際 に には、 第三条第 項ただし 書 反 び 同 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 名 称 \mathcal{O}

項の2の規定は適用しない。

(推奨表示)

第六条 食品関 連 事業者は、 般用 加工食品を販売する際には、 次の各号に掲げる表示事項の表示を積極 的

に推進するよう努めなければならない。

一飽和脂肪酸の量

一食物繊維の量

(任意表示)

第七 条 食品 関 連 事 業 者 が 般 用 加 工 食品 を 販 売す る際 に、 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げ る表 示 事 項 特 色 \mathcal{O} あ る 原

材 料 . 等 に 関 す る 事 項 に あ 0 て は 酒 類 を 販 売する場合、 食 品 を製 造 し、 又 は 加 工 L た場 所 で 販 売 す る 場 合

包 に 表 示され る場合には、 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に定める表示の 方法に従 1 表示され なけ れ ば なら な

特 色 0 あ る 原 材 料

及び

不

特定又は多数

の者に

対

7

譲

渡

(販売を除く。)

する場合を除く。

が

当

該

般

用

加

工

食

品

 \mathcal{O} 容

1 特 定 \mathcal{O} 原 産 地 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 有 機 農 産 物 有 機 農 産 物 \mathcal{O} 日 本農: 林 規格

等 に 関 する 事 項

農林 水 産 省告 示 第千 六 百 五. 号) 第三条 に !規定 する ŧ \mathcal{O} を *(*) う。 平 有 機 成 八十七年 畜 産

物、 有 機 加 工 食品 (有 機 加 工 食 品 \mathcal{O} 日 本 農 林 規 格 平 成 + 七 年 農 林 水 産 省 告示

第千 六百六号) 第三条に規定するも 0 をいう。 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 使 用 L た 原 材 料 が 特

色 $\overline{\mathcal{O}}$ あるも のである旨を表示する場合又は製品 \mathcal{O} 名称 が 特 色 \mathcal{O} あ る原 材 料 を 使

用 l た旨 を示 す ものである場合にあ 0 ては、 第三条第二項 \mathcal{O} 規定に より 原 料 原

産 地 名 を表 示 す うる場 合 任 意 で 原 料 原 産 地 名 を表 示 する場合を含む。 を除

き、 次 \mathcal{O} 各号 12 掲 げ る 1 ず れ か \mathcal{O} 割 合 を当 該 表 示 に 沂 接 L た 箇 所 又 は 原 材 料 名

次 に括え 弧を付して表示する。 ただし、 その 割合が百パ] セ ントである場合に

 \mathcal{O}

及び熱量の項に定める表示の方法を準用する。	ムを除く。)
く質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量	化物及びナトリウ
ムを除く。)を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱ	く質、脂質、炭水
別表第九の第一欄に掲げる栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウ	栄養成分(たんぱ
を付して表示する。	
の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧	
2 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料	
合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示する。)	
る原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を	
の原材料を合わせたものに占める重量の割合(この場合において、特色のあ	
二 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類	
一 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合	
あっては、割合の表示を省略することができる。	

一 二 栄養成分の機能	
一 栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称	る栄養成分の機能
1 栄養機能食品にあっては、次に掲げる事項を表示する。	栄養機能食品に係
する。」と読み替えるものとする。	
にあってはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示	
一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量	
相当量(ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。)の文字を冠した	
を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあっては食塩	る。)
	示される場合に限
の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項中「たんぱく質、	品の容器包装に表
質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量	添加していない食
量を表示しようとするときは、 第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂	(ナトリウム塩を
ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムの	ナトリウムの量

 \equiv 日当たりの 摂取 目 安量

兀 摂 取 \mathcal{O} 方法

五. 摂取をする上での注意事項

六 バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言

七 消費者庁長官の 個 別の 審査を受けたものではない旨

分 \mathcal{O} 量 が 栄養素等 表 示 基 準 値 に占い 8 る割 合

八

日当た

りの

摂

取

目安量に含まれ

る機能

に関する表示を行っている栄養成

九 栄養素等表示基準値 \mathcal{O} 対象年齢及び基準熱量に関する文言

+ 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあっては、 当該注

意事 項

+ 特定 \mathcal{O} 対象者 に対し 注意を必要とするものにあっては、 当該注 意 事 項

2 1 の — 0 栄 養 機能 食品 で ある旨及び当該栄養 成 分 \mathcal{O} 名 称 は、 「栄養! 機 能 食品

(○○)」と表示する(○○は、 「亜鉛」、「ビタミンA」、 「ビタミン В 1

ビタミンB」 等 \mathcal{O} 栄 養 成 分 \mathcal{O} 名称とする。)

3 1 の 二 の 栄 養 成 分 \mathcal{O} 機 能 \mathcal{O} 表 示 は、 当該 食 品 \mathcal{O} 日 当た り \mathcal{O} 摂

取

自安量

に

まれ る別表第十一の 第 欄に掲 げる栄養成分 \mathcal{O} 量 が、 それぞれ同 表 \mathcal{O} 第二 欄 12

掲げ る量以上であるものについて、 それぞれ同 表 0 第三欄 に 掲げる事 項を記述 載

して行う。 この 場合に おい て、 当該栄養成分 \mathcal{O} 量 は、 別表第-九 0 第 欄 0

区

分

に応じ、 同 表 0 第三 欄 に掲 げる方法 に よって得るものとする。

4 1 の 三 \mathcal{O} 規 定 12 ょ り 表 示 する一日当 たり 0 摂 取 目 安 量 は、 当 該 摂

に掲 げる量を超えるものであってはならな

含まれる別表第十一

の第

欄に

掲げる栄養成分の

量が、

それぞれ同

表

0)

第

兀

欄

取

目

安

量

12

5 1 \mathcal{O} 五 \mathcal{O} 摂 取をする上で \mathcal{O} 注意事 項 \hat{O} 表示 は、 別表第十 0 第 欄に 掲げ る

栄養 成 分 0 区分に応じ、 同 表 0) 第 五. 欄 に 掲げる事 項を記載してこれを行わ なけ

れ

ば

な

5

な

6 1 \mathcal{O} 六のバランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言は、 「食生活は、 主

の第二欄の食品百グラム当たり(括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品百	できる旨
1 高い旨の表示は、別表第十二の第一欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表	栄養成分の補給が
のは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。	
他の一単位(以下この項において「食品単位」という。)当たりの量」とある	
の1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その	
質、炭水化物及びナトリウムを除く。)の項において準用する場合を含む。)	
の項において同じ。)の量及び熱量の項(この表の栄養成分(たんぱく質、脂	
の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下こ	
8 栄養機能食品について栄養成分の量及び熱量を表示する場合、第三条第一項	
ません。」と表示する。	
特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではあり	
7 1の七の消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨は、「本品は、	
食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。	

ミリリッ \vdash ル 当たりの場合) 又は 百 + 口 力 口 リー 当たりの 7 ・ずれ、 カゝ に定 め る基

準 値 以 上で、 ある場合にすることができる。

2

含む旨の表示は、

別表第十二の第

欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ

同

表

0) 第三 欄 の食品 百グラム当たり (括弧 が内は、 般に飲用に供する液状の食品 百

ミリ リット ル当たりの場合) 又は 百 + 口 力 口 リー 当たりのい ずれかに定め る基

準 値 以 上である場合にすることができる。

3

強

化

され

た旨

 \mathcal{O}

表

示

は

別

表第十二

 \mathcal{O}

第

欄

に

掲げ

る栄養成分に

つい

他

0) 同 種 の食品 に比べて強化された当該栄養成分の 量がそれぞれ同 表 0 第 匝 欄 に

定め る基準値以上である場合(たんぱく質及び食物繊 維 12 あ っては他 この食品に に

比べて強化された割合が二十五パーセント以上の

ものに限る。)にすることが

できる。 この場合に お į١ て、 次に掲げ る事 項 を表 示 しなけ ればならない。

- 当該 他 \mathcal{O} 同 種 \mathcal{O} 食 品 を特定す るた 8 É 必 要 な 事 項
- 当該栄養成分の 量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合

セント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著し	
た割合が二十五パーセント以上である場合(ナトリウムの含有量を二十五パー	
れぞれ同表の第四欄に定める基準値以上であって、他の食品に比べて低減され	
いて、他の同種の食品に比べて低減された当該栄養成分の量又は熱量の量がそ	
3 低減された旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量につ	
ぞれ同表の第三欄に定める基準値に満たない場合にすることができる。	
2 低い旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれ	きる旨
それぞれ同表の第二欄に定める基準値に満たない場合にすることができる。	の適切な摂取がで
1 含まない旨の表示は、別表第十三の第一欄に掲げる栄養成分又は熱量の量が	栄養成分又は熱量
げる方法によって得るものとする。	
て、当該栄養成分の量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲	
ル又は一食分、一包装その他の一単位当たりの量を表示する。この場合におい	
4 1から3までの栄養成分の量は、当該食品の百グラム若しくは百ミリリット	

く 困 難 な食品 について、 ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除

にすることができる。この場合において、 次に掲げ る事項を表示しなけ

ればならない。

| 一 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項

当該栄養成分の量又は熱量が当該 他の食品に比べて低減された量又は 割 合

(ナトリウム の含有量を二十五パー セント以上低減することにより、 当該 食

係る低減された旨の表示をする場合にあっては、ナトリウムの量が当該 他の

品の

保存性及び

品質を保つことが著しく困

難

な食品について、

ナトリウ

ムに

食品に比べて低減された割合)

4 1 か ら3までの栄養成分の量又は熱量は、 当該 食品 \mathcal{O} 百グラム若しくは百ミ

リリ ッ トル又は 一食分、 一包装その 他 ⑦一 単位当たりの量 を表示する。この場

合に お いて、 当該栄養成分の 量及び 熱量 は、 別 表第九 の第 欄の区分に応じ、

同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。

		加していない旨	ナトリウム塩を添			ていない旨	同じ。)を添加し	下この項において	いものに限る。以	糖アルコールでな	二糖類であって、	糖類(単糖類又は
リウム塩を技術的目的で添加する場合であって、当該食品に含まれるナトリ	一 いかなるナトリウム塩も添加されていないこと(ただし、食塩以外のナト	表示をすることができる。	次に掲げる要件の全てに該当する場合には、ナトリウム塩を添加していない旨の	一単位当たりの糖類の含有量を表示していること。	四 当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の	添加物に含まれていた量を超えていないこと。	三 酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料及び	又は添加物を使用していないこと。	二 糖類(添加されたものに限る。)に代わる原材料(複合原材料を含む。)	一 いかなる糖類も添加されていないこと。	ることができる。	次に掲げる要件の全てに該当する場合には、糖類を添加していない旨の表示をす

ウ Ĺ の量 が 別表第十三の第三欄 に定める基準値以下であるときは、 この 限 ŋ

でない。)。

ナトリウム塩 (添加されたものに限る。) に代わる原材料 (複合原材料を

含む。)又は添加物を使用していないこと。

(表示の方式等)

第八条 第三条及び第四条に 掲げる事項 (栄養成分の量及び熱量については、 第三条、 第四条及び 前二条に

掲 げ る事 項 \mathcal{O} 表示 は、 次の各号に定めるところによりされなけ ればならない。 ただし、 別表第二十 の 上

欄 掲げる食品にあっては、 次の各号の規定 (第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除

表示される場合を含む。)及び下欄に定める表示の方式に従い 表示されなければならない。

に

かかわらず、

同表の中欄に定める様式

(当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して

邦文をもって、 当該 食品を一 般に購入し、 又は使用する者が読みやすく、 理解しやすいような用 語 に

より正確に行う。

容器包装 (容器包装が小売のために包装されている場合は、 当該包装) を開かないでも容易に見るこ

機 続 とができるように当該容器包装 能 的 性 に 表示 同 食品を除く。) 人に 販売され る にあっては、 ŧ \mathcal{O} で \mathcal{O} 見やす あ って、 当該 ĺ١ 容器 筃 食品 所 包装 (栄養 \mathcal{O} 販売に伴って定期的に に 成 表 分 示することが \mathcal{O} 量 及び 熱量 困 難 \mathcal{O} 購入者に提供される文書) 表 な 食 示 品 に 関 (特 定 保 同 健 \mathcal{O} 用 食 食 品 品 が 及 に 継 び

三 名 称、 原 材 料名、 添 加 物、 原料 原 産地 名、 内]容量、 固形 量、 内容総量、 消費期限、 保 存 \mathcal{O} 方法、 原産

表示する。

物 IJ 玉 「名及び _つ 及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあって ム (食塩 食 品品 相当 関 連 量 事 業者 に 換 算 \mathcal{O} 表 L たも 示 は 別 \bigcirc 記 様 \mathcal{O} 式 量 に 及 び ょ り 熱 量 栄養 \mathcal{O} 表 成分 示 は 別 た 記 んぱ 様 式二(たんぱく質 i く 質、 脂 質 炭水 脂 化 質 物 及 は 炭 び 別 水 ナ 記 化 1

表示と同等 様 式三)により行う。 程 度に分かりやすく一括 ただし、 別記 様式 して表示される場合は、 か 5 別記様式三までにより表示され この 限りでない。 る事項が別 記 様式 による

兀 合に 名称 お は、 1 て、 前 号に 内 容 規 量 定す 古 る別 形 量 記 又 様 は 内 式 容総量 \mathcal{O} 枠 に 内 つい で は ても、 なく、 前 商 号に 品 \mathcal{O} 主 規 定す 要面 る別 に 表 記様 示することができる。 式 0) 枠内ではなく、 この 名 場

称と同じ面に表示することができる。

五 製造 所 文は 加 工 所 \mathcal{O} 所 在 地 及び製造者 文は 加 工者 の氏 名又は名称 は、 食品関連 事 業者 の氏 八名又は 名 称

及び住所と近接して表示しなければならない。

六 製造所 0 所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあっては、 原則

として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

七 特定保健用 食品 に あっては 特 定 0 保 健 \mathcal{O} 目 的 が 期 待できる旨の表示は、 添付する文書への表示をも

って、容器包装への表示に代えることができる。

八 表示 に 用 1 る文字 及び 枠 \mathcal{O} 色は 背 景 の色と対照的な色とする。

九 表示に用 いる文字は、 日本工業規格Z八三〇五 (一九六二) (以下「JISZ八三〇五」という。)

に 規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能 面 . 積 が おお むね 百五十平方

セ ンチメー F ル 以下 Ö ŧ O及び印 刷 瓶に入れら れた一般用 加工食品であって、 表示すべ き事 ず項を蓋 (そ

 \mathcal{O} 面 積 が三十 -平方セ ンチ X 1 ル 以 下の t 0 に 限る。 に 表 示するも Oに あ っては、 J I S Z 八三〇五

に · 規 定す る 五. 五. ポ 1 ン \vdash \mathcal{O} 活字 以上 の大きさの文字とすることができる。 蓋 に 表示をする場合であ つ

て、 内容量 以外の事項を全て蓋に表示する場合には、 内容量の表示は、 蓋以外の箇所にすることができ

る。

表 示 禁 止 事 項

第九条 食品 関 連 事 業者 は、 第三条、 第四 条、 第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、 次に掲げる事

項を 般 用 加 工 食品 の容器包装に表示しては なら な

実際 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} より 著しく 優良又は 有 利で あ ると誤認さ せる用語

第三条 及 び 第四 条 0) 規 定に より 表 示 す × き事 項 \mathcal{O} 内 容と矛盾す る用 語

三 乳児 用 規 格 適 用 食 品品 以 外 \mathcal{O} 食品 に あ 0 て は 乳児 用 規 格 適 用 食 品 で ある旨を示す用 語 又はこれと紛 5

わ L 1 用 語

兀 遺伝 子組 換え農産物が 混入しないように分別生産流通管理が行わ れたことを確認した対象農産物 を原

材料とする食品 **当** 該 食品を原 材料とするものを含む。) 以外 \mathcal{O} 食品に あっては、 当 該 食品 \mathcal{O} 原 材 料 で

あ る別 表第 $\dot{+}$ 七 0) 上 欄 に 掲 げ Ź 作 物 に 関 L 遺 伝 子 組 換 え農 産 物 が 混 入 L な 1 ように 分 別 生 産 流 通 管 理 が

行 わ れ た旨 遺 伝 子 組 換 え 農産 物 \mathcal{O} 混 入 が な 1 لح 認 \Diamond 5 れ る 対 象 農 産 物 で ある旨を含む。 を示り す 用 語

五. 組 換 え D NA技術を用い て生産された農産物 \mathcal{O} 属す る作目以外 の作目を原材料とする食品にあっては

当 該 農 産 物 12 関 L 遺 伝子 組 換え でないことを示 す 甪 語

六 産 地 名 を 示 す 表 示 で あ 0 て、 産 地 名 \mathcal{O} 意 味 を 誤 認 さ せ るよう な 用 語

七 ナ 1 IJ ウ A 塩を添り 加 L 7 いる食品にあ って は、 ナ 1 ・リウ À 0 量

八 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

口 第 七 条 \mathcal{O} 規定 に 基づく栄養成 分 \mathcal{O} 補 給 が できる旨 0 表 示 及び栄養 成 分 又 は 熱量 \mathcal{O} 適 切 な 摂 取

る旨 \mathcal{O} 表 示 をす る 場 の合を除れる。 き、 消 費者 庁 長 (官に 届 け 出 た 機 能 性 関 与 成 分 以 外 \mathcal{O} 成分 (別 表 第 九 \mathcal{O} 第

欄に掲げる栄養成分を含む。)を強調する用語

ハ 消 費者庁 長官 \mathcal{O} 評 価 許可等を受けたもの と誤認させるような用

語

= 別 表第 九 \mathcal{O} 第 欄 に 掲げ る栄養 成分 \mathcal{O} 機 能 を示り す 甪 語

九 栄 養 機 能 食 品 に あ 0 て しは、 次に 掲 げ る 用 語

1

別

表

第

+

に

掲

げ

る

(栄

養

成

分

以

外

 \mathcal{O}

成

分

 \mathcal{O}

機

能

を

示

す

用

語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

が

でき

+ 保健機能 能 食品 (特定保 健 用 食品 機能 性 表示 食品 及び栄養機能 食品をいう。 以下同じ。 以外 \mathcal{O} 食品

に あ 0 て は 保健 機 能 食品と紛ら わ L į, 名称、 栄養 成 分 \mathcal{O} 機 能 及び 特定 \mathcal{O} 保 健 \mathcal{O} 目 的 が 期 待できる旨を

示 す 用 語

十 一 屋根型紙パック容器の上端 の 一 部を一箇所切り欠いた表示 (ただし、 牛乳について、 別表第二十一

掲げる方法により表示する場合を除く。)

に

は 等級 を 表 す 用 語

等 級

0

あ

る日本農林

.規

格

の格

付対象品目であって、

等級の格付が

: 行わ

れた食品以外の

ŧ

O

にあ

って

十三 その 他内容物を誤認させるような文字、 絵、 写真その他の表示

2 前項に規定するもののほ か、 別表第二十二の上欄に掲げる食品にあっては、 同表の下欄に掲げる表示禁

止事 項を容器包装に表示してはならない。

第二款 業務 用 加 工 食品

義 教務表示)

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際 (容器包装に入れないで、 かつ、 設備を設けて飲食

させる施設に おける飲 食の 用に供する場合、 食品を製造し、 若しくは 加工した場 所における販 売 \mathcal{O} 用 12 供

する場合又は 不 -特定若 しく は多数の者に対す Ś 譲 渡 (販売を除く。) \mathcal{O} 用 12 供 する場合を除く。) に は、

次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い 表示されなければなら

な この場合において、 第三条第一 項ただし書の規定は適用しな

一名称

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 原材料名

五 添加物

六 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

七 製造 所 又は 加 工 所 \mathcal{O} 所 在 地 及び製造者又は 加工者の の氏名又は名称

八 アレルゲン

九 L‐フェニルアラニン化合物を含む旨

十 乳児用規格適用食品である旨

十 原 料 原 産 地 名 般 用 加 工 食 品 \mathcal{O} 用 に 供 す ^る業務| 用 加 工 食 品品 \mathcal{O} 原 材 料 で あ って、 当 該 般 用 加 工 食

品 に お 1 7 第三条第二項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 輸 入 品品 以 外 \mathcal{O} 加 工 食品 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 規定 に よる] 原 料 原 産 地 \mathcal{O} 表 示 \mathcal{O} 義 務 が あ る

ŧ \mathcal{O} (同 項下 欄 \mathcal{O} 1 の 二 \mathcal{O} 口 \mathcal{O} 規定により当該 般 用 加 工 食品 \mathcal{O} 対象 源材: 料 に占 める重 量 0) 割 合が 最 t

高 1 生鮮 食品 \mathcal{O} 原 産 地 を表示することを売買 \mathcal{O} 当事 者で、 あ る食品 関連 事 業者間で 合意した場合 (次号及

び 第 <u>一</u> 匹 条 に お 1 7 「当事者間 で合意 した場 合 という。 に あ 0 ては、 当 該 生鮮食品。 となるも

のの原産地に限る。)

原 産 国 名 般 用 加 工 食品 \mathcal{O} 用 に供する業務用加 工食品であって、 当 該 般用 加 工食品 12 お 1 て 第

三条第二項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 輸 入品 以 · 外 の 加 工 一食品 の項の 規定による原料原 産 地 \mathcal{O} 表 示 0 義 発務が あ る原. が材料、 となる

ŧ \mathcal{O} (当事 者間で合意し た場合を除く。) 及び 輸 入後にその性質に変更を加えな V) 輸 入品 0) 原 産 玉 名 に

限る。)

十三 即 席 8 ん 類 即 席 8 λ \mathcal{O} うち 生 タ イプ 即 席 \Diamond λ 以外 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} を いう。 以下 同 r. に関い す る事 項

十三の二 無菌充填豆腐に関する事項

十四四 食肉 (鳥獣の生肉 (骨及び臓器を含む。) に限っ る。 に関する事 項

十五 食肉製品 (食 品品 衛 生 法 施 行令 (昭和二十八年政令第二百二十九号) 第一条第一項第四号に掲げるも

のに限る。)に関する事項

十六 乳に関する事項

十七 乳製品に関する事項

一人 乳スよ乳製品を主要原外にする食品に見る

十八 乳又は 乳 製品、 を主要原料とする食品に関する事項

十九 鶏 \mathcal{O} 液 卵 (鶏 の殻付き卵 から 卵 一殻を 取 り除 1 たものをいう。 以下同じ。) に関する事 項

(生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品

(軽度

の撒塩を行った

ものを除く。)を除く。)であって、 生食用のもの (凍結させたものを除く。) に関する事項

二十一 生かきに関する事項

 $\frac{-}{+}$

切り身又はむき身にした魚介類

二十二 ゆでがにに関する事項

二 十 三 魚肉 ハ ム、 魚 肉 ーソー セージ 及び特殊包装 かまぼこに関す うる事 項

二 十 四 ふぐを原材料とするふぐ加工品 (軽度の撒塩を行ったものを除く。) に関する事項

二十五 鯨肉製品に関する事項

二十六 冷凍食品に関する事項

二十七 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事

項

二十八 缶詰の食品に関する事項

二十九 水の 4 を原料とする清涼 飲 料水 (以下「ミネラルウォ ター · 類 」 という。

に関する事

項

三十 果実 0 搾 汁又 は 果実 0 搾 汁 :を濃縮 L た ŧ \mathcal{O} を凍結させ たも \mathcal{O} であ 0 て、 原料 用 果 汁 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 以

下「冷凍果実飲料」という。)に関する事項

2 前 項第七 号の 表示をする際には、 第三条第 項 \mathcal{O} 表 の製造所又は加 工 所の 所 在 地 (輸 入品 に あ 9 て は 輸

入業者 の営業所の 所 在 地、 乳 12 あ 0 ては乳処理場 (特 別牛 -乳にあ って は 特 別 牛 乳 搾 取 処 理場。 以下 同

r. \mathcal{O} 所在 地。 以下この 章にお 1 7 同 ľ 及び 製造者 文は 加加 工 者 \mathcal{O} 氏 名又は 名 称 (輸 入品に あ って は

輸 入 、業者 \mathcal{O} 氏 名又は 名 称、 乳 に あ 0 て は 乳 処 理 業 者 特 別 牛 乳 12 あ 0 て は 特 別 牛 乳 搾取 処 理 業 者 以 下 同

じ。) の氏 名 文は 名 称。 以下この 章 に お いて同 じ。) \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 下 欄 中 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲げ る字 白 は、 同 表 \mathcal{O}

下欄

に掲げる字句とする。

在地及び製造者の氏名又は名称の表示	とができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの
という。)の表示をもって製造所の所	造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えるこ
所固有の記号(以下「製造所固有記号」	記号(以下「製造所固有記号」という。)の表示をもって製
消費者庁長官に届け出た製造者の製造	者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の
名称並びに製造者及び販売者が連名で	いて同じ。)の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売
同じ。)又は販売者の住所、氏名又は	品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3にお
よるものに限る。以下この項において	において同じ。)又は販売者(乳、乳製品及び乳又は乳製
若しくは片仮名又はこれらの組合せに	片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項
号(アラビア数字、ローマ字、平仮名	所固有の記号(アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは
費者庁長官に届け出た製造所固有の記	氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造
所及び氏名又は名称並びに製造者が消	製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び
3 1の規定にかかわらず、製造者の住	3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の

	造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号
	三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製
	コードその他のこれに代わるものを含む。)
	名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス(二次元
	二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏
	の提供を求められたときに回答する者の連絡先
	一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報
に代えることができる。	事項を表示しなければならない。

り 表示することができる。

3

第一

項の規定にかかわらず、

次の各号に掲げる表示事項は、

それぞれ当該各号に定める表示の方法によ

原材料名 原材料に占める重量 の割合につい ては、 その高い順が分かるように表示する。

添加物

添加物に占め

る重量

 \mathcal{O}

割合については、

その高

11

順が分かるように表示する。

三 原料原産地名 原材料の重量に占める割合(一定期間使用割合を含む。)については、 その割合が高

1 原産 地 の順 が分かるように表示する。

兀 容器包装 入り 加 工 一食品の 複合原材料表示において 「その他」と表示される原材料 「その他」 と表示

することができる。

五 容器包装入り加工食品の複合原材料表示において省略することができることとされる複合原材料の原

材料 その原材料 の表示を省略することができる。

4 前三 項 の規定 たにか か わらず、 次の表 の上欄に掲げる表示事項の表示は、 同表の下欄に掲げる区分に該当

保存の方法 する食品 12 あ ってはこれを省略することができる。 以下に掲げるもの (食品衛生法第十一条第

められた食品を除く。) 清涼飲料水のうちガラス瓶 (紙栓を付けたものを除く。 項の規定により保存の方法の基準 以下この表において が

同じ。) 又はポリエチレ ン製容器包装に収められたもの

酒類

 \equiv 生めん類、 即席めん類、 食肉製品 (食品衛生法施行令第一条第一項第四号に

定

期限 消 費 期 限 又 は 賞 味 品、 清 当 ŧ 生 \otimes 涼 \mathcal{O} 調理パン、そうざい、 鯨 に 加 殺 掲 λ 飲 1 肉 肉ベー て 同 げるも 限 類、 料 工 菌 練 る。 食品 水 食品 V) ľ 即 \mathcal{O} 製 うち 品 のに限り 席 コンの (缶詰) 弁当、 8 ガ 鶏 鯨 W 類、 ラス る。 \mathcal{O} 類、 肉 瓶詰、 液 調理パン、そうざい、 ベ マー 瓶 卵、 食 肉 生菓子類、 又 コ 製 たる詰め又は 鶏 ガリン、 は ン ゆでがに、 品 ポ \mathcal{O} \mathcal{O} リエ 液 類、 (食品 卵、 清涼飲 チレ 冷凍食品、 7] ゆで 魚 衛 肉 生 ン 0 ガリン、 製容器 生菓子類 ハム、 が 料 ぼ 法 水及び に、 詰 施 容器包装詰 行 \Diamond 魚 令 包装 \mathcal{O} 冷 魚 第 酒 肉 ŧ 肉 凍 清涼 類 ソー に のを除く。 食 ノヽ な除くに 条 第 品 ム、 収 セー 加 飲 \Diamond 料 6 容 魚 圧 ジ、 加 加 項 れ 水 器 肉 第四 以下こ 及び ソー 工 熱殺菌 た 包 食 装 魚 ŧ 号に セー 肉 酒類を除 \mathcal{O} 詰 食品、 0 練 加 ジ、 表に 撂 り 圧 酒 製 げ 類 加 弁 < 魚 る お 熱

(義務表示の特例)

第十一 条 前 条 \mathcal{O} 規定 に か かわらず、 次の 表 の上 欄に掲げる場合にあっては、 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に定め る表示す 事

項

の表示は要しない。

即席めん類に関する事項 食肉(鳥獣の生肉(骨及び臓器を	
ェニルアラニン化合物を含む旨 乳児用規格適用食品である旨	
地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 アレルゲン L‐フ	
保存の方法 消費期限又は賞味期限 製造所又は加工所の所在	容器包装に入れないで販売する場合
	売を除く。)の用に供する場合
	若しくは多数の者に対する譲渡(販
	る販売の用に供する場合又は不特定
	造し、若しくは加工した場所におけ
地名 原産国名	る飲食の用に供する場合、食品を製
原材料名 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 原料原産	設備を設けて飲食させる施設におけ
	う。)を販売する場合
	態となっている酒類以外のものをい
原材料名 アレルゲン 原産国名	業務用酒類(消費者に販売される形

ラ

ル

ウ

オ

タ

類

に

関

する

事

項

冷

凍

果

実

飲

料

12

関

す

る

事

項

令 第 含む。 る事 ソー て、 工品 乳 とするふぐ 生かきに関する事 はむき身にした魚介類 料とする食品に関する事項 に関 生 項 セー、 軽 食用 する 条 第 度 に 鯨 ジ及び特殊包装かまぼこに関する事 加工品 肉 事 限る。) \mathcal{O} \mathcal{O} 撒な 製 項第四 項 ŧ 品 塩 \mathcal{O} を行 項 に 乳製品に関 軽 凍 号に 関 に 度の撒力 結させ する事 関する事 ゆでがにに関する事 0 (生かき及びふぐを原材料とするふぐ加 たも 掲 げ え も 鶏の する 項 塩 た のを除く。) を行 もの 項 冷凍 事 液卵に関す \mathcal{O} 食肉 ったものを除く。)に関 項 に を除く。) 食 限 製製 品 乳 る。 を除く。)であ 文は に 項 品 る事 関す **項** (食品) に に 乳製品を主 魚 る事! ふぐを原 肉 関 項 関 ハム、 ける 衛 す 項 Ź 切 生 ŋ 事 法 事 要原 施 ミネ 材 つ 身又 魚 項 項 す 料 行 肉

おけ Ś 販 売 0 用 に供する場合又は 不特定若 しくは多数 の者に対する譲 渡 (販売を除く。) の用 に供する場

合に お 1 て、 名称を表 宗す っる際に、 は、 第三条第 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 名 称 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 規定 は 適 用 な

(任意表示)

第十二条 食品 関 連事業者が業務用加工食品を販売する際に、 次の表の上欄に掲げる表示事項 (特色の ある

原材 料等に関する事項にあっては、 業務用 酒類を販売する場合、 食品 『を調理』 して供与する施 設に お け る飲

食 \mathcal{O} 用 に供 する場合、 食品を製造 又は 加 工 L た場で 所 に おけ Ś 販 売 0) 用 12 供 する場合及び不 特 定 又 は 多

数 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 者 12 対する 譲 渡 販 然売を除する。 \mathcal{O} 用 に 供 す んる場が 合を除 が 当 該 食品 \mathcal{O} 容器包 装、 送 り 状 納 品

書等 (製品 に添付されるものに限る。 以下同じ。) 又は規格書等 (製品に添付されない ŧ のであって、 当

該製 品を識し 別できるものに限る。 以下同じ。)に表示される場合には、 同表 の下欄に定める表示の方法に

従い表示されなければならない。

1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとす	栄養成分及び熱量
る。	等に関する事項
第七条の表の特色のある原材料等に関する事項の項に定める表示の方法を準用す	特色のある原材料

質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量	添加していない食
ムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく	(ナトリウム塩を
1 ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウ	ナトリウムの量
用して表示する。	
いう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準	
第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを	
化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量並びに熱量とともに、	
除く。)を表示しようとするときは、当該栄養成分をたんぱく質、脂質、炭水	
2 別表第九に掲げる栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを	
項に定める表示の方法を準用して表示する。	
炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の	
たもの)の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、	
るときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算し	

る。) は 品 される場合に限 り 状 規 0 容器, 格 書等 納 包 品 に表 装、 書 等 送 示 又 2 量で 項 中 及び 相 限 るの じ。)の文字を冠した 0) ム 当 0) 値 量にあっては食塩相当量 ナ 熱量 1 量を表示しようとするときは、 は ある旨の文字を冠した一定の値 量 及 「たんぱ び上限 並 リウム 「ナトリウ び の 項 に くに定め 塩 く質、 熱量を本表 値 を添加していない食品について、 ĬZ より 4 脂質、 る表示 0 表 量 一定の値 の栄養成分及び に 示する。 あ 炭 \mathcal{O} (ナトリウムの量 水 方法を準 って 又は下 化 は 物 たんぱく質、 と読み替えるものとする。 又は ナトリウムの 及 Ű 甪 限値及び 熱量 下限值 熱量 して 表示 \mathcal{O} に二・五四を乗じたもの。 に 上 項 あ 及び上限値 限値 する。 脂質及び炭水化 食塩相当量に加えてナト 文字を冠した一 0 \mathcal{O} て 1 に は、 により表示する。 この 従 当 により、 7 該 場合に 表示する。 栄 定 物 養 の量、 ナ 0 お 成 分又 値 } 7 又 以 IJ は とあ 下同 ・リウ 食塩 ゥ は 同 熱 下 A

(表示の方式等)

第十三条 第十 条及び 前条の 表示は、 次に定めるところによりされなけ ħ ばならな

邦文をもって、 当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、 理解しやすいような用語 12

より正確に行う。

別 表 第二十三に 掲げ る事 項 E あ っては容器 包装 (容器包装に入れ ない で 販 売 され る業 務 用 加 工 食 品 \mathcal{O}

場合、 名称にあって は、 送り状、 納 品書 又は規格書等) に、 同表に掲げる事 項以外の 事 項 E あ 0 て は 容

器包装、 送り状、 納品 書等又は規格書等に表示する。 ただし、 同 表に掲げる事項の表示について、 次 \mathcal{O}

表 の上 欄に掲げる食品につきそれぞれ同表 の下欄に掲げる場合に該当するものに あって は、 送り状、 納

品 書 等 文は 規 格書等 ^ 0) 表 示をもって、 容器, 包 装 \mathcal{O} 表 示に代えることができる。 この 場合に お 7

当 該 食品 を 識 別できる記号を容器包装を開 か な 1 で も容易に見ることができるように当 該 容 器 包 装 \mathcal{O} 見

やす い箇所に表示するとともに、 名称、 製造 所又は 加 工 所の 所在 地及び製造者又は加 工者 0 氏 名又 は 名

称、 当該記号並びに 購入者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称及び主たる事務所の所在地) を

当 該 送り 状、 納品 書等又は 規 格書等に表示しなけ ń ば なら ない。

原料用果汁(その容量が二百リット

 \mathcal{O} 授 受の 単 位 に つき十缶 以 上 を 食 品品 衛 生 法 施行 令 第三 $\overline{+}$

水製造業の

許

미

を受けた者に

販

売

五.

条

(上である缶に収められているも |第十九号に規定する清涼飲料:

のに限る。)

ル

以

する場合

定する乳酸菌飲料製造業又は同条第三十二号に規定するそうざ	
同条第十九号に規定する清涼飲料水製造業、同条第二十号に規	
肉製品製造業、同条第十六号に規定する魚肉練り製品製造業、	
条第八号に規定する乳製品製造業、同条第十三号に規定する食	されるもの
食品衛生法施行令第三十五条第三号に規定する菓子製造業、同	原料とする食品のうち原料用に使用
一の授受の単位につき十個以上の容器包装に入れられたものを	乳製品又は乳若しくは乳製品を主要
する場合	
第三十二号に規定するそうざい製造業の許可を受けた者に販売	められているものに限る。)
令第三十五条第十六号に規定する魚肉練り製品製造業又は同条	キログラム以上である容器包装に収
一の授受の単位につき当該容器包装十個以上を食品衛生法施行	原料用魚肉すり身(その容量が二十
売する場合	ているものに限る。)
条第十九号に規定する清涼飲料水製造業の許可を受けた者に販	十リットル以上である缶に収められ
一の授受の単位につき二十缶以上を食品衛生法施行令第三十五	原料用濃縮コーヒー(その容量が二

い製造業の許可を受けた者に販売する場合

 \equiv 製 造 所 \mathcal{O} 所 在 地 及 び 製 造 者 \mathcal{O} 氏 名又 は 名 称 を 製 造 所 固 有 記号をも <u>っ</u> 7 表 示する場合に あ 0 7 は 原 則

として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

(表示禁止事項)

第十四 条 食品 関 連 事 業 者 が 販売する る業務用 加 工 食 品品 \mathcal{O} 容器包 装、 送 り 状 納 品 書 等 文は 規格 書 等 0 表示

禁 止 され る事 項 E 0 7 7 は、 第 九 条 第 項 (第十二号を除く。 \mathcal{O} 規 定 を準 用 する。

が

第 二節 食品 関 連 事 業者 以 外 \mathcal{O} 販 売者 に 係 いる基準 潍

(義務表示)

第十五 条 食品 関 連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品 を販売する際には、 次 の各号に掲

げ る 表 示 事 項 (酒 類 12 あ 0 て は、 第六号に掲げ る 表 示事 項を除く。 が 第三条及び 第四 条 に 定 8 る 表 示 \mathcal{O}

方法 に 従 1 表 示 され な け れ ば ならな () この場合に お 1 て、 第三条第一 項ただし書 及び 同 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 名 称 \mathcal{O}

項の2の規定は適用しない。

一名称

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 添加物

五 製造所又は加 工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

六 アレルゲン

七 L‐フェニルアラニン化合物を含む旨

八

遺伝 子 組 換 え食品 に . 関 はする事 項 (分 別 生 産 流 通管 理 が 行 わ れ た 遺 伝子 組 換え農 産物 で あ る旨 \mathcal{O} 表 示、

遺伝 子 組換え農産物 及び 非遺 伝 子 組換え農 産物 が 分別されてい な 7) 旨 \mathcal{O} 表 示 並 び に遺伝子 組換え農 産 物

が 混 入しない ように 分別生産流 通管理が 行 わ れた旨の表示 (遺伝子組換え農産物の 混 入がないと認めら

れる対象農産物である旨の表示を含む。)に限る。)

十 即席めん類に関する事項

九

乳児

用

規

格

適

用

食

品品

で

ある旨

十の二 無菌充填豆腐に関する事項

+ 食肉 (鳥獣の生肉 (骨及び臓器を含む。)に限る。)に関する事 項

食肉製品 (食 品 衛 生 法 施 行令第一条第 項第四号に掲げるも のに限る。 に関する事 項

十三 乳に関する事項

十四 乳製品に関する事項

十五 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項

十六 鶏の液卵に関する事項

十七 切 り身 又はむき身にし た魚介類 (生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品 (軽度の撒片 塩を行 った

ŧ Oを除く。)を除く。)であって、 生食用のもの (凍結させたものを除く。) に関する事項

十八 生かきに関する事項

十九 ゆでがにに関する事項

<u>一</u> 十 魚 肉 ハ ム、 魚肉 ソー セ ージ 及び特殊包装かまぼこに関する事 項

<u>二</u> 十 一 ふぐを原材料とするふぐ加工品 (軽 度 のかれる 塩を行 ったものを除く。) に関する事項

一十二 鯨肉製品に関する事項

二十三 冷凍食品に関する事項

二十四 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項

二十五 缶詰の食品に関する事項

二十六 ミネラルウォーター類に関する事項

二十七 冷凍果実飲料に関する事項

(表示の方式等)

第十六条 前条 \mathcal{O} 表示: は、 第八条第一 項 (第三号を除く。 の規定に定めるところに従いされなけ れば なら

ない。

(表示禁止事項)

第十七条 食品 関 蓮事業者以外の販売者が販売する加工食品の容器包装への表示が禁止される事項について

は、第九条第一項の規定を準用する。

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第 款 般 用 生 一鮮食品

横 断 的 義 務 表 示

第十八条 食品関連事業者が生鮮食品 (業務用生鮮食品を除く。以下この節において 般用生鮮食品」と

を販売する際 (設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で

販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡 (販売を除く。) する場合を除く。) には、

次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上欄に 掲げる表示 事項が同 表 の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を表示する。	
一農産物	
に定めるところによる。	
次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあっては、第十九条	原産地
っては、第十九条に定めるところによる。	
するために容器包装に入れられたものに限る。以下この款において同じ。)にあ	
その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、玄米及び精米(消費者に販売	名称

ただし、 玉 産 品 に . あ っては 市 町 村名その 他 般 に 知 いられて ** \ . る地 名を、 輸 入

品 に あ Ó て は 般に 知 5 れ 7 1 る地 名をもってこれに代えることができる。

二 畜産物

1 国産品 (国内における飼養期間 が外国における飼養期間

(二以上の外国

に お į١ て飼養された場合には、 それぞれの国に おける飼養 以期間。 以下 同

より 短 *(*) 家畜を国内でと畜して生産 した ŧ 0 を除く。 じに あ 0

7

玉 産 である旨を、 輸 入品 **国** 内 12 お け る 餇 養 期 間 が 外 玉 に お け る 餇 養

名 (二以上の外国において飼養された場合には、 餇 養期 間 が 最も長 玉 \mathcal{O}

ょ

り

短

い家畜を国内でと畜して生産

したものを含む。)に

あっ

7

は

原

産

玉

玉 名) を表示する。 ただし、 国産 品 にあっては主たる飼養 地 が 属する質 都道

府県名、 市 町 村 名その他 般 に知 5 れ ている地 名をもってこれに代えるこ

とができる。

口 玉 産 品 に主たる飼養地が 属する都道府県と異なる都道府県に属する地 名

期

間

を表 示するときは、 当 該 地 名 \mathcal{O} ほ か、 主たる飼 養 地 が 属 す る都 道 府 県 名、

市 町 村 名 そ \mathcal{O} 他 般 に 知 5 れ 7 1 る 地 |名を| 原 産 地 として 表 示 L な け れ ば な

らない。

三 水産物

| イ 国産品にあっては水域名又は地域名|

1 を 1 . う。 を、 輸 入品 12 あ 0 て は 原 産 玉 (主たる養殖 名 を表示 する。 場が ただし、 属 する都道 水 域 府

県

名

名

 \mathcal{O}

表 示 が 困 難 な 場 合 に あ 0 て は、 水 揚 げ た 港 名 又 は 水 揚 げ た 港

都道府県名をもって水域名の表示に代えることができる。

口 1 \mathcal{O} 規定に、 カゝ か わ らず、 国 産品 に あ 9 て は 水域名に水揚げした港名又は

水揚 げ した港 が 属す る都道府県 名を、 輸 入品 12 あ 0 ては 原 産 玉 名に水 域 名

を併記することができる。

兀 同 じ 種 類 \mathcal{O} 生 鮮 食 品品 で あ 0 7 複 数 \mathcal{O} 原 産 地 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} を 混 合 た場 合に あ 0 7

は当 該 生鮮 食 品 \mathcal{O} 製品 に占 8 る重量 \mathcal{O} 割合 \mathcal{O} 高 1 ŧ \mathcal{O} か 5 順 に 表示 Ļ 異 な

が

属

す

Ź

は当該生鮮食品それぞれの名称に併記する。 る種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあって		
	は当該生鮮食品それぞれの名称に併記する。	ものを詰め合わせた場合にあ

2 前項に定めるもの \mathcal{O} ほ か、 食品関連 事業者が 般用生鮮食品のうち次の 表 の上欄に掲げるもの を販売す

る際 (設備を設けて飲食させる場合並びに容器包装に入れないで、 か つ、 生産した場所で販売する場合及

表示 事項が 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 定め る表 示 . О 方法 に従い 表示されなければならない。

び不特定若しくは多数

の者に対

して譲渡

(販売を除く。) する場合を除く。

には、

同表

の中

欄に掲げる

	栄養成分(関与成分	
	の内容	
	許可等を受けた表示	
法を準用する。	る旨	
第三条第二項の表の特定保健用食品の項に定める表示の方	特定保健用食品であ	特定保健用食品
の文字を冠したその年月日を表示する。	事項	묘
放射線を照射した旨及び放射線を照射した年月日である旨	放射線照射に関する	放射線を照射した食

法を準用する。		
1 第三条第一項の表の保存の方法の項に定める表示の方	品 保存の方法	機能性表示食品
	ては当該注意事項	
	要とするものにあっ	
	に関し特に注意を必	
	調理又は保存の方法	
	割合	
	表示基準値に対する	
	まれる当該栄養素等	
	りの摂取目安量に含	
	あっては、一日当た	
	示されているものに	
	養素等表示基準値が	

したもの。以下この項において同じ。)の一日当たりの	
質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算	量
1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく	栄養成分の量及び熱
	有する機能性
	分を含有する食品が
	当該成分又は当該成
	機能性関与成分及び
	科学的根拠を有する
法を準用する。	る旨
第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方	機能性表示食品であ
は、保存の方法の表示を省略することができる。	
の保存方法に関し留意すべき事項がないものにあって	
2 1の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にそ	

摂取 目安量当たりの量 を表示する。

2

1

に定

 \Diamond

る成

分以

外

 \mathcal{O}

栄養

成

分を表示する場合は、

日 当 たりの 摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナト

IJ ウ Ĺ \mathcal{O} 量 の次に表示する。

3 1及び2に定めるほ か、 第三条第

項の

表

の栄養成分

(たんぱく質、 脂質、 炭水化物 及びナトリウ ムを V) う。

定め 以下この る表示の方法を準用する。 項にお 1 て同じ。) \mathcal{O} この場合にお 量 及 CK 熱量 \mathcal{O} いて、 項 \mathcal{O} 下

 \mathcal{O} 1 中 「当該・ 食品の百グラム若しくは百ミリリット ル 又

は一食分、一 包装その 他 の 一 単 位 (以下この項に お ** \ 7

「食品単位」 という。) 当たりの 量 とある \mathcal{O} は 日

当た りの 摂取 目安量当たり Ó 量 と読み替えるものとす

る。

- 113 -

同

項

欄

に

	V
	\ \ <u>\</u>
	を受けたものではな
法を準用する。	ついて国による評価
第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方	機能性及び安全性に
	び連絡先
は名称、住所及び電話番号を表示する。	名又は名称、住所及
食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又	食品関連事業者の氏
	届出番号
	安量
	一日当たりの摂取目
	関与成分の含有量
法を準用する。	安量当たりの機能性
第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方	一日当たりの摂取目

子組換え農産物である対象農産物の場合は、当該対		
イ 分別生産流通管理が行われたことを確認した遺伝		
一 二に掲げるもの以外の対象農産物	に関する事項	
1 次に定めるところにより表示する。	遺伝子組換え農産物	対象農産物
	べき当	
	中止し医師に相談す	
	際は速やかに摂取を	
	体調に異変を感じた	
	た上で摂取すべき旨	
	師、薬剤師に相談し	
	服用している者は医	
	者は医師、医薬品を	
	疾病に罹患している	

象農産 物 \mathcal{O} 名称 \mathcal{O} 次 に 括弧を付 して 遺伝子 組 換え

 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} を 分 別 遺 伝 子 組 換え」 等 分 別 生 産 流 通

管理 が 行 わ れた遺伝子 組換え農産 物で ある旨を表示

する。

口 生産 一又は 流 通 \mathcal{O} **(**) ず れ か \mathcal{O} 段階 で遺伝子

組

換

(え農

1

産 物 及 び 非 遺 公 子 組 換 え 農 産 物 が . 分別. され て 1 な

対 象農 産 物 \mathcal{O} 場 合 は 当該 対 象 農 産 物 \mathcal{O} 名 称 \mathcal{O} 次 に

括弧を付 え農産物 して 及び非遺伝子組換え農産 「遺 伝子 組換え不分別」 物 が分別され 等 遺 伝 子 組

7

1

換

ない 旨 を表示する。

流 遺 通 管 伝 子 理 が 組 機え農産 行 わ れ 産 たことを 物 が 混 確 入しない 認 L た 対 ように分別 象農産 物 生 \mathcal{O} 産 場

合 は 当該 対象農産 物 \mathcal{O} 名称を表示するか、 又は

遺伝子紀 当該: 対象農 通管 が て、 は、 称に対応させて、 ように分別 混 容器包: 遺 理 入しないように分別生産流 対象農産物 産物 組 伝 が 行 子 換え農産 任産流 装の である場合に限り、 組 わ 換 れた旨を表示 え 見 \mathcal{O} 遺伝子 農産 物 やす 名 通 管 が 称 埋が 0 物 混入しないように分別生産i 7 次に括弧を付して、 組換え農 箇 \mathcal{O} 混 行 所 しようとする場合に 入が わ に 遺伝子 通 れ 当 産物 管理が行 ない 該 た旨を表示する。 対 لح 組 が 象農 換え農 認 混 入し わ 産 \Diamond 若しく 5 れ 物 ない · た 旨 産 お \mathcal{O} れ 流 名 物 る 1

 \mathcal{O} 伝子組換え」 表示に代えて、 等遺 「遺伝子組換えでない」 伝子. 組 換 えき農産 物 \mathcal{O} 混 入が な 非 1

ことができる。

遺伝

子

組

換え農

産

物

で

ある旨を示す文言を表

示

す

る

非

遺

別表質 第 十八 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げる形質を有する特定遺伝子

組 換 ええ農 産 物 を含 む 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 掲 げ る 対 象農 産 物

イ 特 定 分別 生 産 流 通 管 理 が 行 わ れたことを確 認 L た

特定遺 伝子 組 換え農産 物でな あ る別 表第十八 \mathcal{O} 下 欄 に

掲げ る 対 象農産 物 \mathcal{O} 場 合 は、 当 該 対象 農 産 物 \mathcal{O} 名

 \mathcal{O} 次 に · 括 弧 を付い して「〇〇〇遺伝 子組 換 え \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

を

称

分別」 \bigcirc 遺伝子 組 換え」 \bigcirc \bigcirc は 同

わ \mathcal{O} Ĺ れ 欄 た特定遺伝子組換え農産物である旨を表 に 掲げる形質) 等特定分別 生産 流 通 管 示 理

す

が

行

る。

口 農産 特 定 物 遺伝 が 意 子 図 組 的 換 に え農 混 合さ 産 物 れ た別 及 び 表 非 特 第 定遺 十 八 伝 \mathcal{O} 下 子 組 欄 換え 12

げ

る対象農産

物

 \mathcal{O}

場

湾合は、

当該

対

象農

産

物

 \mathcal{O}

名

称

 \mathcal{O}

掲

表

混合」 遺伝子は 子 が 合 この場合において、 次に括弧を付して「〇〇〇遺伝 意 組 図 換 $(\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 等の 的に え農 組換え農産 文字 混合され 産 は、 物 \mathcal{O} が 次 物 同 同 「〇〇〇遺伝子 (C た農産物である旨を表示 及 表 括弧· \mathcal{O} び \mathcal{O} 非 上 作 を付 目 特 欄 に 定遺伝子 に して、 子 掲 属する 組 げ 1組換 換 る 当該 対 組 え 形 換え農 象農 え 質) \mathcal{O} 特 \mathcal{O} t する。 等 定 t \mathcal{O} 産 を混 遺 産 特 物 \mathcal{O} を に 伝 物 定

占 8 る 重 量 \mathcal{O} 割 合 を表示することができる。

2 る遺伝子 分別生産 組 流 換え農産 通 管理を行 物 又は · つ 非 たにも 遺 伝 子 カゝ 組 か 換え農 わらず、 産 意 物 図 \mathcal{O} せざ

 \mathcal{O}

混

入

が

あ

0

た場合に

お

7

ても、

1

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

1

又

は

ハ

 \mathcal{O}

確

定

認 <u>つ</u> 7) が 7 適 は 切 に 分別 行 わ 生産 れ 7 流 1 通 る場 管 理が行っ 合には、 わ れ 前 たことを確 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 認 適 L 用 た に

一っては、第十九条に定めるところによる。		る計量に関する政令
計量法の規定により表示する。ただし、玄米及び精米にあ	内容量	特定商品の販売に係
ある旨の表示を省略することができる。		
容易に判別できるものにあっては、乳児用規格適用食品で		
言を表示する。ただし、乳児用規格適用食品であることが	である旨	
「乳児用規格適用食品」の文字又はその旨を的確に示す文	乳児用規格適用食品	乳児用規格適用食品
確認したものとみなす。		
用については、特定分別生産流通管理が行われたことを		
イの確認が適切に行われている場合には、1の規定の適		
農産物の一定の混入があった場合においても、1の二の		
せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え		
3 特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図		
ものとみなす。		

		じ。)されたもの
		とをいう。以下同
		きないようにするこ
		は減少することがで
		態の量を増加し、又
		れば、当該物象の状
		た封紙を破棄しなけ
		装又はこれらに付し
ては、第十九条に定めるところによる。		その容器若しくは包
住所 は名称及び住所を表示する。ただし、玄米及び精米にあっ	名又は名称及び住所	れ、又は包装して、
1の氏 食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又	食品関連事業者の氏	(商品を容器に入
		定商品であって密封
		第五条に規定する特

(個別的義務表示)

第十 九 条 前 条 に . 定 め る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 食品 関 連 事 業 者 が 般 用 生 鮮 食 品 のうち 莂 表第二十 兀 \mathcal{O} 上 欄 12 撂 げ る

t \mathcal{O} を販売する際 (設 備 を設けて飲食させる場合及び容器包装に入れない で、 かつ、 生産 た 場 所 で 販 売

する場合又は不特定若 しくは多数の者に対して譲 渡 (販売を除く。) する場合を除く。 には、 同 表 \mathcal{O} 中

欄に 掲 げげ Ź 表 示 事 項 が 同 表 \mathcal{O} 下 . 欄 に定め る表 示 \mathcal{O} 方法 に従い 表示され なければならない。

(義務表示の特例)

第二十 条 前 条 \mathcal{O} 規 定 に か か わ らず、 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲げる場合に あ 0 ては、 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 掲 げ る表 示 事

項の表示は要しない。

羊	(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)、生乳、生山羊	
	ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉	同じ。)する場合
· ',	も、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、	(販売を除く。以下この表において も、
9 も	カド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すも	特定若しくは多数の者に対して譲渡力ド、
ボ	名称(容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、アボ	生産した場所で販売する場合又は不 名称

に対して譲渡する場合に限る。) 放射線照射に関する事項 乳	
名称(生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者	容器包装に入れないで販売する場合
旨(水産物に限る。以下同じ。)	
じ。) 解凍した旨(水産物に限る。以下同じ。) 養殖された	
米及び精米に関する事項 栽培方法(しいたけに限る。以下同	
原産地 内容量 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 玄	
介類(生かきを除く。)を凍結させたもの及び生かきを除く。)	
て、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚	
ないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であっ	
切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用で	
たものを除く。)、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに	
(生かき及びふぐを除く。)であって、生食用のもの(凍結させ	
乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類	

法、 名 児用規格適用食品である旨 称 及び 解凍した旨及び養殖された旨を除く。) 住 所 別表第二十 匹 内容量 0 中 -欄に 掲げる表 食品関連事業者の氏名又は 示 事 <u>,</u> 項 (栽培-方

(任意表示)

第二十一 条 食品関連事業者が 般用生鮮食品を販売する際 (設備を設けて飲食させる場合を除く。) に、

次の 表 の上 欄 12 掲げる 表示 事 項 が当該食品 の容器包装に表示される場合には、 同表 の下欄に定める表示 O

方法に従い表示されなければならない。

2 たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分、栄養成分の総	熱量
の方法を準用して表示する。	表現を含む。)及び
炭水化物及びナトリウムをいう。以下同じ。)の量及び熱量の項に定める表示	他これらを示唆する
たもの)の量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、	分、前躯体及びその
るときは、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算し	の総称、その構成成
1 たんぱく質、脂質、炭水化物若しくはナトリウム又は熱量を表示しようとす	栄養成分(栄養成分 1

に二・五四を乗じたもの。以下同じ。)の文字を冠した一定の値又は下限値及	
値及び上限値により、ナトリウムの量にあっては食塩相当量(ナトリウムの量	
にあっては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限	
する。この場合において、同項中「たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量	
この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示	
項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下	
7量 1 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一	ナトリウムの量
の方法を準用して表示する。	
トリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示	
とともに、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナ	
脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量並びに熱量	
するときは、当該栄養成分(別表第九に掲げるものに限る。)をたんぱく質、	
称、その構成成分、前躯体並びにその他これらを示唆する表現を表示しようと	

及びその他これらを示唆する表現を含む。)及び熱量の項において準用する場	
は、「(第二十一条の表の栄養成分(栄養成分の総称、その構成成分、前駆体	
において同じ。)を除く。)の項において準用する場合を含む。)」とあるの	
質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの。以下この項	
準用する。この場合において、同項の8中「(この表の栄養成分(たんぱく	栄養成分の機能
1 第七条の表の栄養機能食品に係る栄養成分の機能の項に定める表示の方法を	栄養機能食品に係る
及び熱量の項の1に従い表示する。	
分の総称、その構成成分、前躯体及びその他これらを示唆する表現を含む。)	
質、脂質及び炭水化物の量、食塩相当量並びに熱量を本表の栄養成分(栄養成	
2 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、たんぱく	
えるものとする。	
ムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」と読み替	
び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあってはナトリウ	

	合を含む。)」と読み替えるものとする。
	2 栄養機能食品にあっては、保存の方法を第三条第一項の表の保存の方法の項
	に定める表示の方法を準用して表示する。
	3 2の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留
	意すべき事項がないものにあっては、保存の方法の表示を省略することができ
	<u> </u>
栄養成分の補給がで	1 第七条の表の栄養成分の補給ができる旨の項に定める表示の方法を準用す
きる旨	る。
	2 栄養成分の補給ができる旨の表示をする場合にあっては、たんぱく質、脂
	質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量並びに熱量を
	第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを
	いう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準
	用して表示する。この場合において、栄養成分の補給ができる旨を表示しよう

栄養 旨 適 切 な摂取ができる 成 分又 は 熱量 \mathcal{O} 2 1 し書 摂取ができる旨を表示しようとする栄養成分又は熱量を除き、 示の方法を準用して表示する。この場合において、栄養成分又は熱量 ナト 並びに熱量を第三条第 方法を準用する。 とする栄養成分を除き、 んぱく質、 第七 栄養成分又は熱量の \mathcal{O} リウ 規定は適用 条 ムをいう。 \mathcal{O} 脂質、 表 \mathcal{O} 栄 養 しない。 炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したも 成 以下この 分又は 適切な摂取ができる旨の表示をする場合にあっては、 項 同 \mathcal{O} 項 項 熱量 表 の2のただし書の規 E の栄養成分 おい \mathcal{O} 適 て 同 切 な じ。) 摂 (たんぱく質、 取 が 0) 定 できる旨の 量 は 及び 適用しな 熱 脂質、 量 項に定め 同項の2のただ \mathcal{O} 炭水化 項 に定 る表す \mathcal{O} の適 8 物 (T) 切 る 及 示 た な び 量 \mathcal{O} 表

(表示の方式等)

第二十二条 第十八条、 第十九条及び前条に掲げる事 ず項の・ 表示は、 次の各号に定めるところによりされなけ

ればならない。

邦文をもって、 当該 食品を一 般に購入し、 又は使用する者が読みやすく、 理解しやすいような用 語 に

より正確に行う。

容器包装に入れられた生鮮食品にあっては、 容器包装 (容器包装が小売のために包装されている場合

は、 当該包装) を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。

ただし、 次に掲げる事項は、 製品に近接 した掲示その他 の見やすい場所にすることができる。

1

名 称

(農

産物

(放射:

線を照射

し

た食品

保健機能

食品

及びシアン化合物を含有する豆類を除く。)、

鶏 \mathcal{O} 殻付 き 卵 保保 健 機 能食品を除く。) 及 CK 水 産 物 (保 健 機能 食品 及び切り 身又はむき身にした魚介

類(生かき及びふぐを含む。)を除く。)に限る。)

口 原産地

ハ 遺伝子 組換え農産物に関する事項 (第十八条第二項の表の対象農産物の項の 1の二及び3に関する

ものに限る。)

ニ 栽培方法

ホ 解凍した旨

へ 養殖された旨

 \equiv 容器包装に入れら れ 7 7 ない 生鮮 食品 に あ 0 ては、 製品 に 近接、 した掲示その 他 <u>, 一</u> 見やす ĺ١ · 場 源所に. 表示

する。

四 機能性表示食品にあっては、次に定めるとおり表示する。

イ 機 能 性表 公示食品 である旨は、 容器包装 の主要面 に 表示する。

口

機

能

性

関

与成分及び当該成分又は

当該

成分を含有する食品

が有

す

る機能

性

並

び

に機

能

性

及び安全性

に 0 1 て 玉 によ る 評 価を受け た t \mathcal{O} で は ない 旨 は 容器 包装 \mathcal{O} 同 面に表す 示 する。

五 玄米及び精米の表示は、別記様式四により行う。

六 栄養成分 (たんぱく質、 脂質、 炭水化物及びナトリウム (食塩相当量に換算したもの)) の量及び熱

量 0) 表示 は 別記様式二(たんぱく質、 脂質、 炭水化物 及び 食塩相当量に換算したナトリウ ム以 外 \mathcal{O} 栄 養

成分を併 せ 7 表示する場合にあ っては、 別記 様 成式三) により行う。 ただし、 別 記 様式二又 は 别 記 様 式三

に により 表 示 さ ħ る事 項 が 別 記 様 式二 又は 別記様式三による表示と同等程度に分かりやすく一括して 表示

される場合は、この限りでない。

七 第二号の規 定に カゝ か わらず、 特定保健用食品 にあっては、 特定 の保 健 の目的 が 期待できる旨の表 示 は、

添 付する文 書 へ の 表 示をもって、 容器包 装 へ の 表示に代えることができる。

八 表示に用いる文字(玄米及び精米にあっては、文字及び枠)の色は、 背景の色と対照的な色とする。

九 容器包装への表示に用いる文字は、 JISZ八三〇五に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文

字 (玄米及び精米に あっては、 容器包装の表示に用いる文字は、 JISZ八三〇五に規定する十二ポ 1

(内容量 が三キ 口 グラ ム以下 \mathcal{O} も の に あ 0 ては、 八ポイント) 0) 活字以上 \mathcal{O} 大きさの 統 0 とれ た

に表示するものにあっては、 JISZ八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の文字としなけれ

ばならない。

文字)

としなければ

ならない。

ただし、

表

示

可

能

面積が

おお

むね

百

五十

平方センチメー

1

ル

以下

 \mathcal{O}

t

 \mathcal{O}

2 前項第二号及び第三号の規定にか かわらず、 消費者に対して販売する事業者以外の事業者にあっては、

送り状又は納品書等に表示することができる。

(表示禁止事項)

食品関連事業者は、 第十八条、 第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、 次に掲げ

る事 項 を 般 用 生鮮 食 品 \mathcal{O} 容器 包 装又 は 製 品品 に 近 接 L) た 掲 示 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 見やす 7 場 所 に 表 示 L て は なら な

ただし、 生 産 L た場 所 で 販 売 さ れ る 食 品 又 は 不 特 定若 しく は 多 数 \mathcal{O} 者 に 対 L 7 譲 渡 (販売) を除く。 され

る食品に あ 0 7 は、 第五号に 掲げる事 項に 0 ζ, 7 は、 こ の 限 りでない。

実際 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} より 著 しく優良又は 有利 で あ ると誤認させ る 用 語

第十八条又は第十 九 条 \mathcal{O} 規定 に より 表 公示すべ き事 項 \mathcal{O} 内 [容と矛で 盾す る用 語

わしい用語

三

乳児

用

規

格

適

用

食

品

以

外

 \mathcal{O}

食

品

に

あ

0

て

は、

乳児

用

規

格

適

用

食

品

で

あ

る旨

を

示

す

甪

語

又は

これ

と紛

6

几 遺 伝 子 組 換え農産物 が 混 入しな \ \ ように分別生産流通管理が 行 わ れ たことを確 認し た対象農産 物 以 外

食品 にあ っては、 当該 作 物である食品 に 関 L 遺伝子組換え農産物 が 混 入しな 7 ように分別 生産 流 通 管

 \mathcal{O}

理 が 行 わ れ た旨 遺 伝子 組 換え農産 物 \mathcal{O} 混 入が な 7 と認 8 5 ħ る 対象農産 物 で あ る旨を含む。 を示り す

用 語

五. 対 象農 産 物 以 外 \mathcal{O} 作 物 12 あ 0 7 は 当 該 農 産 物 12 関 遺 伝子 組 換えでないことを示す 甪 語

六 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

1 疾 病 \mathcal{O} 治 療 効 果 又 は 予 防 |効果を| 標榜 す る 用 語

口

第 条に お 1 7 潍 用 す る第 七 条 \mathcal{O} 規 定 に 基 づく栄養 成 分 \mathcal{O} 補 給 が できる旨 \mathcal{O} 表 示 及 び 栄 養 成 分

又 は 熱量 \mathcal{O} 適 切 な 摂 取 が できる旨の表示をする場合を除き、 消 費者 庁 長 官 に 届 け 出 た機 能 性関 与 成分

以 外 \mathcal{O} 成 分 (別 表 第九 \mathcal{O} 第 欄 に 掲げる栄養成分を含む。 を 強 調 する用 語

ノヽ 消 費者 庁 長 官 \mathcal{O} 評 価 許 可等を受けたも Oと誤 認させるような用 語

= 别 表第 九 \mathcal{O} 第 欄 12 撂 げ る栄養 成 分 \mathcal{O} 機 能 を 示 す 用 語

七 栄 養 機 能 食 品 12 あ 0 て は 次に 掲 げ る 用 語

1 别 表 第 + に 掲 げ る栄養が 成分以 外 \mathcal{O} 成 分の 機能を 示 す 用 語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

八 保 健 機 能 食 品 以 外 \mathcal{O} 食 品 に あ 0 て は、 保 健 機 能 食品 と紛ら わ L ** \ 名称、 栄養 成 分の 機 能 及 び 特定 \mathcal{O} 保

健の目的が期待できる旨を示す用語

九 前 七 号に 規 定す る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 製 品品 \mathcal{O} 品 質 を 誤 認させ るような文字、 絵、 写真 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 表 示

前 項 E 規定するも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 玄米 及び 精米 にあっては、 次に掲げる事 項 は 容 器 包装に 表示 してはなら

2

な ただし、 第三号及び第四号に掲げる事 項については、 第十九条に規定するところにより表示する場

合を除く。

一未検査米の原料玄米にあっては、品種又は産年を表す用語

「新米」の 用語 (原料玄米が生産された当該年の十二月三十一日までに容器包装に入れられた玄米又

は原料玄米が生産された当該年の十二月三十一日までに精白され、 容器包装に入れられ た精米を除

三 原料玄米 のうち使用 割 合が 五. 十パ] -セント-未満 であるものについて、 当該 原 料 玄米 \mathcal{O} 産 地 (国 産 品 又

は輸 入品 の別を含む。 以下同じ。)、 品種 又は産年を表す用語 (使用: 割合を、 産 地、 品 種 又 は 産年 を表

す 甪 語 のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさで付してあるものを除く。)

兀 産 地、 品種 又は産年を表す用 語 を表示する場合にあっては、 当該 用 語 のうち最も大きく表示してある

t Ō ょ ŋ も小さい大きさで付してある「ブレンド」 その 他 達地、 品 種 及び産年が同 一でない原料玄米を

用いていることを示す用語

第二款 業務用生鮮食品

(義務表示)

第二十 兀 条 食 品 関 連 事 業者 が *業務 用 生 鮮 食品 を 販 売 元する 際 (容器包装 に 入れ な 7 で 販 売 す るも \mathcal{O} で って、

か 設 備 を設けて飲食させる施設 に お け る 飲 食 \mathcal{O} 用 に . 供 する場合 食品を製造 Ļ 又 は 加 工 し た場 所 に

お け Ś 販 売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対す る譲 渡 (販売を除く。 \mathcal{O} 用 に供する場合を

除 第二十六条に お **\ て 同じ。) には、 次 の各号に掲げる表示事 項が 第十八条及び第十九条に定め る表

示の方法に従い表示されなければなら

な

\ <u>`</u>

一名称

原

産

地

三 放射線照射に関する事項

四 乳児用規格適用食品である旨

五. 別 表 第 二 十 兀 \mathcal{O} 中 欄 に 撂 げ Ź 表 示 事 項 (玄米及び 精 米 に 関 す る事 項、 栽 培 方法、 般 的 に 食 肉 \mathcal{O} 生 食

は 食 中 毒 \mathcal{O} IJ ス ク が あ る旨 牛 肉 内 臓 を除 で あ 0 7 生 食 用 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 子 供、 高 齢 者 そ

他 食中 毒 に 対するに 抵抗力の弱 1 者 は 食肉 の生食を控えるべき旨 (牛肉 內 臓を除く。)であって 生食

 \mathcal{O}

用のものに限る。)、解凍した旨及び養殖された旨を除く。)

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 12 カゝ かわわ らず、 農 産 物 又は 水 産 物 \mathcal{O} 原 産 地 に つい ては、 玉 産 品 に あ つては 玉 産 で ある旨 の表

示をすることができる。 また、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により表示することとされる原産地 が二以上ある場合にあ って

は、 当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の高 い原産地 の順が分かるように表示する。

3 前二項の 規定にかかわらず、 般用加工食品 の用に供する業務用生鮮食品であって、 当 該 般用 加工食

品 に お いて第三条第二項 \mathcal{O} 表 の輸 入品 以 外 \mathcal{O} 加 工 食品 \mathcal{O} 項 \bigcirc 規定に ょ る 原料原 産 地 \mathcal{O} 表 示 の義 務 が あ る原

材料となるもの (当事 者間で合意した場合を含む。) 以外 \mathcal{O} ものに、 あ 0 ては、 原 産 地 \mathcal{O} 表 示 を省略するこ

とができる。

(義務表示の特例)

第二十五条 前 条 の規定に カ か わらず、 次の表の上欄に掲げる場合にあっては、 同表の下欄に定める表示事

項の表示は要しない。

設 備 を 設 け 7 飲 吹食させ る施 設 に お け 名 称 (容器包装に 入れられ れ たシアン化合物を含有する豆類

る飲 食の用 に供する場合、 食品を製 カド、 あんず、 おうとう、 かんきつ類、 キウィー、ざくろ、

すも

T

ボ

合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供	
名称(設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場	容器包装に入れないで販売する場合
原産地	
介類(生かきを除く。)を凍結させたもの及び生かきを除く。)	
て、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚	
ないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であっ	
切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用で	
たものを除く。)、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに	
(生かき及びふぐを除く。) であって、生食用のもの (凍結させ	の用に供する場合
乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類	除く。以下この表において同じ。)
(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)、生乳、生山羊	又は多数の者に対する譲渡(販売を
ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉	る販売の用に供する場合又は不特定
も、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、	造し、若しくは加工した場所におけ も、

+ に する場合又は不特定又は多数 匹 限 \mathcal{O} る。 中 欄 に 掲げる表示事 第 +八 条第 項 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 者 表 に対する譲 \mathcal{O} 中 欄 に 掲げ 渡 る \mathcal{O} 事 用 に 項 供する場合 別 表第

(任意表示)

第二十六条 食品 盟連事 ,業者が業務用生鮮 食品を販売する際に、 次の 表 \mathcal{O} 上欄 に掲 げ いる表示す 事 項 が *当該: 食品

 \mathcal{O} 容器 包装、 送 'n 状 納 品 書等 文は 規格書等に表示される場合には、 同 表 0) 下欄 に 定め る表す 示 0) 方法 に 従

栄養成分及び熱量 1

1

表

示

され

な

け

れ

ばな

らな

1 たんぱく質、 脂 質、 炭水化物若しくはナトリウ ム又は熱量を表示しようとす

るときは、 たんぱく質、 脂質、 炭水化物及びナトリウ Ĺ (食塩 相当 量に換算

たもの) 0 量 並 び に熱量を を第三条第一 項 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 栄養 成分 (たんぱく質、 脂 質

炭水: 化 物 及 分びナ 1 ・リウ 4 をい う。 以下こ \mathcal{O} 頃に お 7 て同じ。 0) 量及び熱 量 \mathcal{O}

項に定める表示の方法を準用して表示する。

2 別 表第九に掲げる栄養成分 (たんぱく質、 脂質、 炭水化物及びナトリウムを

量(ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。)の文字を冠した一	
てはナトリウムの文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値並びに食塩相当	
又は下限値及び上限値により表示する。」とあるのは「ナトリウムの量にあっ	
トリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。)の文字を冠した一定の値	
する。この場合において、同項中「ナトリウムの量にあっては食塩相当量(ナ	
この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示	
項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下	
量 1 食塩相当量に加えてナトリウムの量を表示しようとするときは、第三条第一	ナトリウムの量
用して表示する。	
いう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準	
第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを	
化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量並びに熱量とともに、	
除く。)を表示しようとするときは、当該栄養成分をたんぱく質、脂質、炭水	

定の値 又は下限値及び上限 値 に より表示する。 と読 み替えるものとする。

食塩 相 .当量 に 加えてナトリウ L \mathcal{O} 量 を表示しようとするときは、 たんぱ、

2

質、 脂質及び炭水化物の量並 び に熱量を第三条第一項の表の栄養成分 (たん。 ぱ

く質、 脂質、 炭水化物及びナトリウムをいう。 以下のこの項において同じ。)

の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。

(表示の方式等)

第二十七 条 第二十四 日条及び 前条の 表示は、 次に定めるところによりされなけれ ばならない。

邦文をもって、 当該食品を一般に購入し、 又は使用する者が読みやすく、 理解しやすいような用 語 に

より正確に行う。

第二十四条及び 前条に規定する事 項のうち、 別表第二十五に掲げる事項にあっては容器包装に、 別表

第二十五に 掲げ る以外 0 事 項 E あっては容器包装、 送り状、 納 品 書等 又は規格 書等に表示する。

(表示禁止事項

第二十八条 食品 関連事業者が販売する業務用生鮮食品の容器包装、 送り状、 納品 書等又は規格書等

の表

示 が ·禁止 され る 事 項 に つい ては、 第二十三条第 項 \mathcal{O} 規 定 を 準 甪 す

第 二節 食品 関 連 事 ,業者; 以 外 \mathcal{O} 販売者 に 係 る 基 潍

(義務表示)

第二十 九 条 食品 関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、 次の各号に

掲 げ `る表 示 事 項 が第十八条及び第十 九条に定める方法に準じて表示されなけ ればならな

名 称 食農 産 物 及 び 水 産 物 切 ŋ 身 文 は むき身に したも <u>0</u> を除く。 を除

二 放射線照射に関する事項

三 遺伝 子 組 換え農産 物 に 関 はする事 項 (分別生産流通管 理が行わ れた遺伝子組換え農産物である旨の 表示、

遺 伝子組換え農産 物及び 非遺伝子 組 換え農産 物 が分別され てい な 1 旨 \mathcal{O} 表示並 びに遺伝子 組 換え農 産 物

が 混 入しな **V** > ように 分別 生 産 流 通 管 理が 行 わ れ た旨 \mathcal{O} 表示 (遺伝子 組換え農 産 物 \mathcal{O} 混 入が ない と認め 5

れる対象農産物である旨の表示を含む。)に限る。)

四 乳児用規格適用食品である旨

五 シアン化合物を含有する豆類に関する事項

六 アボカド、 あんず、 おうとう、 かんきつ類、 キウィー、ざくろ、 すもも、 西洋なし、 ネクタリン、パ

イナップ ル、 バナナ、 パパイヤ、 ば れいしょ、 びわ、 7 ル メロ、 マンゴ] もも及びりんごに関する事

項

七 食肉 (鳥獣の生肉 (骨及び臓器を含む。) に限る。 に関する事項

八 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳に関する事項

九 鶏の殻付き卵に関する事項

+ 切 ŋ 身 又は むき身 に L た魚介類 (生かき及びふぐを除く。 であって、 生食用のもの (凍結させたも

のを除く。)に関する事項

十 一 ふぐの内 ႍ臓を除・ 去し、 皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、

生食用でないものに関する事項

十 二 切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、 生食用の ものに関 ける事 項

冷凍 食品のうち、 切り身又はむき身にした魚介類 (生かきを除く。 を凍結させたものに関する事

項

十四 生かきに関する事項

(表示の方式等)

第三十条 前条 の表示は、 第二十二条第一項 (第三号を除く。) の規定に定めるところに準じてされなけれ

ばならない。

(表示禁止事項)

第三十一 条 食品 関 (連事業者以外の販売者が販売する生鮮食品の容器包装 の表示が禁止される事項に つい

ては、第二十三条第一項の規定を準用する。

第四章 添加物

第一節 食品関連事業者に係る基準

(義務表示)

第三十二条 食品 関連事業者が容器包装に入れられた添. 加物 (業務用添加物を除く。) を販売する際には

次表 の上欄 に 掲 げ Ś 表 示 事 項 が 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に定 \otimes る表す 示 の方法に従 7 表示され なけ れ ばならな

名称

そ の内容を表す一 般的な名称を表示する。 ただし、 食品衛生法施行 規則 (昭和二

特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品については、計	内容量
できる。	
表示をもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることが	
間が三月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の	
月日を年月日の順で表示する。ただし、製造又は加工の日から賞味期限までの期	
の年月日を、その他の添加物にあっては賞味期限である旨の文字を冠したその年	期限
品質が急速に劣化しやすい添加物にあっては消費期限である旨の文字を冠したそ	消費期限又は賞味
り保存の方法の基準が定められたものにあっては、その基準に従って表示する。	
添加物の特性に従って表示する。ただし、食品衛生法第十一条第一項の規定によ	保存の方法
「食品添加物」の文字を表示する。	添加物である旨
添加物にあっては、その名称を表示する。	
除く。)にあっては、同規則別表第一に掲げる名称を、既存添加物名簿に掲げる	
十三年厚生省令第二十三号)別表第一に掲げる添加物(別表第八に掲げるものを	

生状態を変化させる製造又は加工(調整を含む。)に限る。以下この表におい	の所在地(輸入品
1 製造所又は加工所(添加物の製造又は加工(当該添加物に関し、最終的に衛	製造所又は加工所
	住所
	氏名又は名称及び
表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。	食品関連事業者の
	ム)の量及び熱量
る。	化物及びナトリウ
う。以下この項において同じ。) の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用す	く質、脂質、炭水
第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをい	栄養成分(たんぱ
る。	
リリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示す	
内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミ	
量法の規定により表示することとし、その他にあっては内容重量、内容体積又は	

の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げ	
る場合にあっては、製造所固有記号の表示をもって製造所の所在地及び製造者	
3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造してい	Ľ°)
名若しくは名称を省略することができる。	この章において同
である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏	名又は名称。以下
品にあっては、輸入業者の氏名又は名称。以下この表において同じ。)と同一	は、輸入業者の氏
者若しくは加工者(添加物を調整した者を含む。)の氏名若しくは名称(輸入	(輸入品にあって
にあっては、輸入業者の営業所所在地。以下この表において同じ。)又は製造	者の氏名又は名称
所若しくは加工所(添加物の製造又は加工が行われた場所)の所在地(輸入品	び製造者又は加工
2 1の規定にかかわらず、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造	おいて同じ。)及
称(輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称)を表示する。	地。以下この章に
所在地)及び製造者又は加工者(添加物を調整した者を含む。)の氏名又は名	業者の営業所所在
て同じ。)が行われた場所)の所在地(輸入品にあっては、輸入業者の営業所	にあっては、輸入

2 1の規定にかかわらず、当該添加物に対し二種類以上	
添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。	する添加物
1 当該添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則	特定原材料に由来 アレルゲン
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の
食品関連事業者が添加物のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際には	2 前項に定めるもののほか、食品関
名称及び製造所固有記号	名称及び製
当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは	二当該製品
	む。)
たウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含	たウェブサ
製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示し	
ときに回答する者の連絡先	ときに回答
所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められた	一製造所の
いずれかの事項を表示しなければならない。	るいずれかの

重量パーセント、色価等を表示する。	その値	食品衛生法第十一
		添加物
		基準が定められた
		より使用の方法の
準に合う方法を表示する。		条第一項の規定に
食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた使用基	使用の方法	食品衛生法第十一
と認められる場合は、この限りでない。		
まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低い		
表示を省略することができる。ただし、当該添加物に含		
それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の		
ちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、		
一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのう		
の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同		

	はこれを含む旨	
表示する。	ン化合物である旨又	はこれを含む製剤
L‐フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨を	L‐フェニルアラニ	アスパルテーム又
「製剤」の文字を冠した実効の色名を表示する。	実効の色名	タール色素の製剤
	セント	
Aとしての重量パーセントを表示する。	く。)及び重量パー	
る。その成分がビタミンA誘導体である場合は、ビタミン	使用されるものを除	
成分名及び添加物に占める成分の重量パーセントを表示す	成分(着香の目的で	製剤である添加物
		物物
		する規定がある添
		規格に表示量に関
		基づき定められた
		条第一項の規定に

ン 添 加 A 物たるビタミ  $\mathcal{O}$ 誘 導 体 ビタミンAとしての 重 量 パ セ ント ビタミンAとしての 重 量 パ ] セ ントを表示する。

3 食 品 関 連 事 業者が容器包装に 入れ 5 れ た業務用 添 加 物 を 販売する際に は、 次 0 各号に掲げる事 ず項が 前

項に定める方法に従い表示されなければならない。

一名称

二 添加物である旨

三 保存の方法

四 消費期限又は賞味期限

五 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

六 製造 所 又 は 加 工 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 及び製造者又は 加工者の氏名又は名称

七 アレルゲン

八 使用の方法

九 食品 衛生法第十 条第一 項の規定に基づき定められた規格に表示量 に関する規定がある添 加 物

の値

+ 成分 (着香の目的で使用されるものを除く。) 及び重量パーセント

+ 実 効の 色 名

<u>+</u> L - フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨

ビタミンAとしての重量パーセント

4 前項第五号の表示をする際には、 第 項の表の製造所又は加工所の所在地 **(輸** 入品にあっては、 輸入業

者の営業所所在 項 欄中 地 次の 及び製造者又は 表 欄に掲げる字句 加 工者 は、 の氏 名又はな 表 下欄 名称 (輸 入 掲げる字句とする。 品品 に あ 0 ては、 輸 入業者の氏 八名又は 名 称

同

 $\mathcal{O}$ 

に

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

下

0 上

	一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報
	げるいずれかの事項を表示しなければならない。
に代えることができる。	表示に代えることができる。この場合においては、次に掲
地及び製造者の氏名又は名称の表示	表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の
有記号の表示をもって製造所の所在	製造所で製造している場合にあっては、製造所固有記号の
3 1の規定にかかわらず、製造所固	3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の

熱量  $\equiv$ 販売するも  $\mathcal{O}$ 消費税法第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいも 容器包装  $\mathcal{O}$ の表示可能 面 積がおおむね三十平方センチメー  $\mathcal{O}$ トル以下であるも

(義務表示の特例)

第三十三条 前 条  $\bigcirc$ 規定 に か カン わらず、 不特定又は多数の者に対して譲渡 (販売を除く。) する場合にあっ

ては、次の各号に掲げる表示事項の表示は要しない。

一内容量

二 栄養成分の量及び熱量

三 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

(任意表示)

第三十四条 食品関連事業者が添加物 (業務用添加物を除く。) を販売する際に、 次の表の上欄に掲げる表

示事項が当該添加物の容器包装に表示される場合には、 同表の下欄に定める方法に従い表示されなければ

ならない。

相当量(ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以下同じ。)の文字を冠した	
を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリウムの量にあっては食塩	限る。)
脂質、炭水化物の量及び熱量にあっては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字	表示される場合に
の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項中「たんぱく質、	加物の容器包装に
質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱量	添加していない添
の量を表示しようとするときは、 第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂	(ナトリウム塩を
ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリウム	ナトリウムの量
量の項に定める表示の方法を準用する。	ムを除く。)
脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量及び熱	化物及びナトリウ
く。)を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、	く質、脂質、炭水
別表第九に掲げる栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除	栄養成分(たんぱ

す に る。 。 定の あ 0 値 7 と読 又は は ナト み替えるも 下 ij 限 ゥ 値 及 ム  $\mathcal{O}$  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 上 文字 のとする。 限 , を 冠 値に ょ L た り 表 定の 示する。 値 又は とあ 下 限 値 る  $\mathcal{O}$ 及 び は 上 「ナト 限 値 ・リウ に ょ り 4  $\mathcal{O}$ 表 量 示

2

容器

包装

に

表

示される場合に

は、

同

表

 $\mathcal{O}$ 

下

欄

に定める方法に

従

1

表

示

されなけ

れ

ば

なら

な

\ <u>`</u>

 $\mathcal{O}$ 

食品 関 連事業者が業務用 添 加 物 を 販売する際に、 次  $\mathcal{O}$ 表 0 上 欄 に 掲 げ ,る表1 示事 項 が当該業務 用 添 加 物

栄養 成 分及び 熱量 1 炭水化物 項に・ たも るときは、 た 定め  $\bigcirc$ W 物 ぱ る表 0 く質 及びナト 量 た 示  $\lambda$ 並 Oぱく 脂 び ーリウ 方法を準 に 質 ·熱量 質 炭 ムをいう。 を第三条 脂 水 用 質、 化 して 物 炭 若 表示する。 第 以下この項において同じ。 水 化 < 項 物 は  $\hat{O}$ ナ 及 表 び 1 の栄養 ナ IJ ウ 1 IJ ム 成成分 ウ 又 は A 熱 (たんぱく質、 (食 量 塩 を表 0 相 量及び熱量 当 示 量 しようとす に 脂 換 質 算  $\mathcal{O}$ 

2

別

表

第

九

に

掲

げ

る栄養成

分

(たんぱく質、

脂質、

炭

水

化

物

及び

ナ

٦

・リウ

ム

を

除

を

表

示

しようとするときは

当

該

栄

養

成

分

を

た

 $\lambda$ 

ぱ

脂

質、

炭

水

化物及びナトリウム

(食塩相当量

に換算したもの)

の量

並

び

に熱量とともに、

は下限値及び上限値により表示する。」と読み替えるものとする。	
とあるのは「ナトリウムの量にあってはナトリウムの文字を冠した一定の値又	
下同じ。)の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。」	
ウムの量にあっては食塩相当量(ナトリウムの量に二・五四を乗じたもの。以	
は熱量である旨の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により、ナトリ	る。)
項中「たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあっては、当該栄養成分又	される場合に限
及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、同	の容器包装に表示
質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下この項において同じ。)の量	していない添加物
ウムの量を表示しようとするときは、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく	トリウム塩を添加
1 ナトリウム塩を添加していない添加物について、食塩相当量に加えてナトリ	ナトリウムの量(ナ
用して表示する。	
いう。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項に定める表示の方法を準	
第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを	

2 ナト ・リウ 7 「塩を添り 加 してい な 1 添 加 物に つい て、 食塩 相 当 量 に 加 えてナ ij

ウ ム  $\mathcal{O}$ 量 を 表 示 しようとするときは、 たんぱく質、 脂 質 及 び 炭 水 化 物  $\mathcal{O}$ 量 食

塩 相 当 量 並 びに 熱量を本表 の栄養成分及び )熱量  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 1 に従 1 表示する。

## 表 示 の方式等)

第三十五条 第三十二条及び 前条の 表 会示は、 次に定めるところによりされなければならない。

に より正 確 に 行う。

邦文をもって、

当該

添

加

物

を

般に購入し、

又は使用する者が読みやすく、

理解、

しやすいような用

語

容器包装 (容器包装が小売のために包装されている場合は、 当該包装) を開かないでも容易に見るこ

とができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。

三 栄養成分 (たんぱく質、 脂質、 炭水化物 及びナトリウ 4 (食塩) 相当量に換算したもの)  $\mathcal{O}$ 量 一 及 び 熱

量  $\mathcal{O}$ 表 示 は 別 記 様式二(たんぱく質、 脂 質、 炭 水化物 及 び 食塩 相 当量 に · 換 算 したナトリウ 4 以 外  $\mathcal{O}$ 栄 養

成分もこれ と併せて 表示する場合に あ 0 て は 別 記 様 式三) により行う。 ただし、 別 記 様 式二又 は 別 記

様式三により表示する事項を別記様式二又は別記様式三による表示と同等程度に分かりやすく一括して

表示される場合は、この限りでない。

几 製 造 所 又 は 加 工 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 及 び 製造者又は 加 工者 の氏名又は名称 は、 食品 関連 事 業者 の氏 八名又は 名 称

及び住所と近接して表示しなければならない。

五 製造所 の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあっては、 原則

として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示する。

六<br />
表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とする。

七

表

示

に用

1

る文字

は、

J I

SZ八三〇五に規定する八ポ

イン

<u>|</u>

 $\mathcal{O}$ 

活字以上の大きさの文字とする。

だし、 表示 可 能面質 積が お お むね 百五十平方センチメート ル 以下のものにあっては、 JISZ八三〇五 に

規定する五 ・五ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に か か わらず、 業務日 用 添 加物を販売する場合にあっては、 食品関連事 業者 の氏 名又は名称 及

 $\mathcal{U}$ 住 所 (製造) 所 又は 加 工 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 及 び製造者 又 は 加 工 者 0 氏 名 又 は 名称 と同 である場合を除く。) は、

業務 用 添 加 物  $\mathcal{O}$ 送 'n 状 納 品品 書等 又は規格書等に表示することができる。

(表示禁止事項)

た

第三十六条 食品 関連事業者は、 第三十二条及び第三十四条に掲げる表示 事 項に関 して、 次に掲げる事項を

添加物の容器包装に表示してはならない。

実際 0 も の より著しく優良又は有利であると誤認させる用語

第三十二条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

三 ナトリウ ム塩を添 加 している添 加 物にあっては、 ナト ij ゥ んの量

兀 その 他 内 容 物 を誤認させるような文字、 絵、 写真その 他  $\mathcal{O}$ 表示

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

(義務表示)

第三十七条 食品 関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた添加物を販売する際には、 次の各号に掲

げ る表示事 項が第三十二条に定める方法に準じて表示されなければならない。

一名称

二 添加物である旨

三 保存の方法

四 消費期限又は賞味期限

五. 製造 所 又 は 加 工 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 及び製造者又は 加工者の氏名又は名称

六 アレルゲン

七 使用の方法

八 食品衛生法第十一条第一 項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値

九 成分及び重量パーセント

十 実効の色名

十一 L‐フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨

- 二 ビタミンAとしての重量パーセント

(表示の方式等)

第三十八条 前条の 表示は、 第三十五条第一項 (第三号を除く。 の規定に定めるところに準じてされなけ

ればならない。

(表示禁止事項)

第三十 九 え 条 食品 関 連事 業者以 外  $\mathcal{O}$ 販 売者が販売する添 加物 の容器包装 ^ 0) 表 示が禁止される事 項に ついて

は、第三十六条の規定を準用する。

第五章 雑則

(生食用牛肉の注意喚起表示)

第四 十条 食品 関 連事 業者 が 牛肉 **(**内 臓 を除く。 以下この条において同じ。) であって生食用 0 t のを容器

包 装 に 入れ な ** \ で消費者に 販 売する場合には、 次に掲げ げ る事 項 が 店 舗 0 見やす ĺ 場 所に 表 示 さ れ な け れ ば

ならない。 この 場合に お 7) て、 表 示 は、 邦文をもって、 当該 牛 肉 を 般に 購入し、 又は使用する者 が 読

やすく、 理解しやすいような用語に より É 確 に行わ れなけ れば ならない。

一 一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

子供、 高 齢 計者その 他 食中 毒 に対する抵抗 力  $\mathcal{O}$ 弱 7 者は 食肉  $\mathcal{O}$ 生食を控えるべき旨

(努力義務)

第四 十 条 食 品 関 連 事 業者等は、 第三条及び第四 条に 掲げ Ź 事 <u>項</u> のうち、 第 五 条  $\mathcal{O}$ 規定により 表 示  $\mathcal{O}$ 義 務

が な V 事項について表示しようとするときは、 第三条及び第四条に定める方法により表示するよう努めな

4

ければならない。

2 食 品 関 連 事 業者等 は、 ک  $\mathcal{O}$ 府 令に基づく 表 示 を 適 正 に 行うため ΙŹ 必 要な 限 度に お 1 て、 そ  $\mathcal{O}$ 販 売する食

品 及 Ű 当該食 品 関連事 業者等に対して販売された食品の 表示に関する情報が記載された書類を整 備

れを保存するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第 条  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 府 令 は、 食 品 表 示 法  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 ける。 ただし、 第三条第 項  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 製 造 所 又 は 加 工 所

 $\mathcal{O}$ 所 在 地 **(輸** 入 八品に あ 0 て は 輸 入業者の 営業 所  $\mathcal{O}$ 所在 地 乳 にあ 0 て は 乳 処 理 場 特 別 牛 乳 に あ 0 て は 特

别 牛 乳 搾 取 処 理 場。 以下同 ľ  $\mathcal{O}$ 所在 地。 以下この章に お いて同じ。) 及び製造 過者又は. 加 工 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 又

は 名 称 **(輸** 入品 にあ っては輸 入業者  $\mathcal{O}$ 氏名又は 名 称、 乳に あ いっては 乳 処 理 一業者 (特 別牛 乳 にあっ て は 特 莂

牛 乳 搾 取 処 理 一業者。 以下同 ľ  $\mathcal{O}$ 氏 名又 は 名称。 以 下この 章 に お 1 7 同 ľ  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 3 (第十条第一 項

第 + 五 条 に お 1 7 準 用 す る場合を含む。 第八 条第 項第. 六号 ( 第 + 六 条 に お 1 7 準 用 する場合を含

む。 第十条第二項、 第十三条第三号、 第三十二条第一 項の 表 の製造 所又は 加 工 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 輸輸 入品 に

あっ ては、 輸 入業者 の営業で 所所在 地。 以下この章 にお いて同じ。) 及び製造者又は 加 工 者 の氏 名又は 名 称

輸輸 入品 に あ つ ては、 輸 入 、業者  $\mathcal{O}$ 氏 名又は 名 称。 以下この 章 に お *(* \ て 同 ľ  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 3 同 条 第三 項 12 お

1 て準用する場合を含む。) の規定は、 この府令 0 施行  $\mathcal{O}$ 日から起算して一年を経過 した日から施行する。

(食 衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示 の基準に関する内閣府令等の廃 正

第二条 次に掲げる府令及び告示は、廃止する。

食品 衛 生法 第十 九条第 項 0) 規定に基づく表示の基準に 関 する内閣 府令 (平成二十三年内 閣 府令第四

十五号)

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示  $\mathcal{O}$ 

基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十六号)

三 容器, 包 装  $\mathcal{O}$ 面 |積により表示を省略することができる食品を定める件 (昭和四十五年厚生省告示第百 八

十号)

匹 農林 物 資  $\mathcal{O}$ 規 格 化 及び 品品 質表 示 0 適 正 化に関する法律  $\mathcal{O}$ 部を改一 正する法律 附 則第六条第 項の 規定

に 基づき、 加工食品品質表示基準を定める件 (平成十二年農林水産省告示第五百十三号)

五 農林 物 資  $\mathcal{O}$ 規 格 化 及び 品 質 表 示  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に 関 以する法語 律  $\mathcal{O}$ 部を改 正 する法 律 附 則第六条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定

に 基 づ き、 生 鮮 食 品 品 質 表 示 基 準 を定め る 件 伞 成 十二年 農 林 水 産 省 告 示 第 五 百 + 应 号

六 農林 物 資  $\mathcal{O}$ 規 格 化 及び 品質表 示  $\mathcal{O}$ 適 正 化 に関する法律  $\mathcal{O}$ 部を改正する法律 附則第六条第 項の 規定

に 基づき、 玄米及び精米品質表示基準を定める件 (平成十二年農林水産省告示第五 一百十一 五. 号

七 農林 物資  $\mathcal{O}$ 規格 化及び 品質表 示 0 適正 化 に関する法律  $\mathcal{O}$ __ 部を改正する法律 附 則第六条第 項  $\mathcal{O}$ 規定

に 基 当づき、 水 産 物 品 質 表 示 基 準 を定 め る 件 平 成十二年 農 林 水 産 省告 示 第 五. 百 + -六号)

八 加 工 食 品品 品 質 表 示 基 準 第 七 条 第 項 及 CK 生鮮 食品 品 質 表 示 基 準 第 七 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に基づき遺 伝 子 組

換えに関する表示に係る加 江食品 品品 質 表 示 基準 第七条第 項及び 生鮮 食品 品質 表示基準第七 条第 項の

農 林 水 産 大臣 の定める基準を定める件 (平成十二年農林水産省告示第五百 十七号)

九 1 7 1 加 工 品品 質 表示 基準を定め た件 (平成十二年農林 水産 省告示第千六百三十二号)

+ 乾 L V た け 品 質 表 示 基 準を定り め を件 (平成十二年農林 水 産 省告 示第千六百三十三号)

+ 12 んじ ん ジ ユ ス 及 Ű に んじんミックスジ ユ ] ス 品 質 表示基準 子を定め た件 (平成十二年農林水 産 省

告示第千六百三十四号)

ジ ヤ A 類 品 質 表 示基 生を定さ 8) た件 (平成· 十二年農林 水 産省告示第千六百三十七号)

乾 8 ん 類 品 質 表 示 基 準 |を定  $\otimes$ た件 平 成十二年農 林 水 産 省告! 示 第千 六 百三十 -九号)

十 加 7 力 口 二 類品 質 表示 基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百四十三号)

十五 パ ン類 品品 質 、表示基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百四十 号)

十六 凍 'n 豆 腐 品質 表 示基 準を定めた件 (平成十二年農林 水 産省告示第千六百 匝 十五号)

十七 ハ 4 類 品品 質 表 示 基 準 を 定 8 た 件 (平成十二年農 林 水 產 省告示第千 -六百 兀 + 七 号)

十八 プ レ ス ハ  $\Delta$ 品 質 表示 基 準 を定  $\otimes$ た件 平 成十二年農 林 水 産 省 告示 第千 六 百 匹 十八 号

十九 混 合プレ ス ハ ム 品品 質 表示基準を定め た件 (平成十二年農林水産省告示第千 六 百四十九号)

ソー セ ] ジ品質表示基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百 五 十号)

<u>二</u> 十 一 混合ソー セージ 品質 表 示 基準 |を定 8 た件 (平成十二 一年農林· 水産 省告示第千六百五十一号)

<u>-</u> + -ベー コ ン 類 品 質 表 示 基 準 を定め た 件 平 成十二年 農 林 水 産 省告! 示 第千六 百 五十二号)

二十三 畜 産 物 缶 詰 及 び 畜 産 物 瓶 詰 品品 質 表 示 基準 を定い  $\emptyset$ た件 (平成十二年農 林 水 産 省告示第千六百五 十三

号)

二十四四 煮干魚類及び煮干魚類粉 末 ¹品質 表 示基準を定め た件 (平成十二年農林水産 省告示第千六百 五. 十 五

号)

二 十 五 魚肉 ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準を定めた件(平成十二年農林水産省告示第千六百五十

八号)

二十六 削りぶし品質表示基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百 五十九号)

二十七 うに 加 工品 品 質 表 示基準 を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百六十号)

二十八 あえも  $\mathcal{O}$ 質 表 示基準 を定めた件 (平成十二年農林 水 産省告示第千六百六十一号)

うに

品

二十九 乾燥 わ かめ品質表示基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百六十二号)

三十 塩蔵 わ か め品質表示基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百六十三号)

三十一 みそ品質表 示基準 を定めた件 (平成十二年農林水 産省告示第千六百六十四号)

三十二 ウスタ ソ ] ス類 品 質表 示 基 準を定め た件 (平成十二年農林水 産 省告示第千六百六十六号)

三十三 ドレ ッシング及びドレッシングタイプ調味料品質 表示基準を定め た件 (平成十二年農林水産省告

示第千六百六十七号)

三十四 食酢 品 質 表 示 基準 -を定め た件 平 成 十二年 農 林 水 産 省告示第千六百六十八号)

三十五 風 味 調 味 料 品 質 表 示 基準 を定 8 た件 平 成十二年 農 林 水 産 省告示 第千六 百六十 · 九 号)

三十六  $\otimes$ ん類等用 0 ゆ 品質 、表示基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百七十号)

三十七 乾燥ス ープ品 質表示基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百七十一号)

三十八 食用: 植 物 油 脂 品質 表 示基準を定めた件 (平成十二年農林 水産省告示第千六百七十二号)

三十九 7 ガ リン 類 品 質 表 示 基準 -を定め た件 (平成十二年農林 水 産 省告示 第千 六 百七十五号)

兀 + 調 理 冷 凍 食品 品 質 表 示 基準 を定 8 た件 伞 成十二年農 林 水 産 省告示 第千六 百七十六号)

匹 干 チ ĺ ド ハンバ ] グ ステ ĺ キ品質表示基準 を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百七十七

号)

兀 十二 チル F ミートボ ル 品質 表 示基準を定め た件 (平成十二年農林 水産省告示第千六百七十八号)

几 十三 チ ル ド ぎょうざ類 品 質表 示 基 準 |を定 8 た 件 (平成十二年農 林 水 産 省告示 第千六百 七 十九号)

兀 + 兀 レ 1 ル トパ ウチ 食 品品 묘 質 表 示 基 準 -を定め た件 (平成十二年農 林 水 産 省告 示 第千六 百 八十号)

十五 調 理 食品 缶 詰 及び 調 理食品 瓶 詰品質表示基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百八

兀

## 十一号)

兀 十六 炭 酸 飲 料品 質 表示 基準を定 8 た件 (平成十二年農林水産省告示第千六百 八十二号)

兀 十七 果実飲料品質表示基準を定め た件 (平成十二年農林水産省告示第千六百八十三号)

几 十八 豆乳 類品質表示基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千六百八十四号)

兀 十九 農産: 物 漬 物 品質表示基準を定めた件 (平成十二年農林水産省告示第千七百四十七号)

五 + 乳 を原材料とする加工 一食品 に係る表 示 0 基 準 を定める件 (平成十三年厚生労 働 (省告示第七十一号)

五 + 栄養 機 能 食品  $\mathcal{O}$ 表 示 に 関 する基準 -を定め る件 (平成十三年 厚生 一労働 省告 示 第九十七号)

五 <del>+</del> うなぎ加工品 品質表示基準を定めた件 (平成十三年農林水産省告示第五 百 八十 -九号)

五 十三 農産物 缶詰及び農産物瓶 詰 品質表示基準を定めた件 (平成十四年農林水産省告示第千三百六号)

五 十 应 野菜冷 子凍食品1 [品質: 表示基準を定める件 (平成十四年農林 水 産 省告示第千三百五十八号)

五 十 五 栄養· 表 示基準 を定め る件 平 成十 五 年 厚 生労働 省告示第 百 七 十六号)

五 十六 L ょ う Й 品 質 表示 基 準  $\mathcal{O}$ 全 部 を改 正する件 伞 成十 六 年 農 林 水 産 省 告 示 第千七百 匝

五 十七 しい たけ品質表示基準を定める件 (平成十八年農林水産省告示第九百八号)

五 十八 即 席 8 W 類 品 質 表 示基準 の全部を改 正 する件 (平成二十 年 農林 水産 省告! 示第 兀 百 八 十七号)

## (経過措置)

第三条 こ の 府 令 0 施行 前に した表示に係る表示の基準の適用については、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に による。

第四 条 この 府 令 . (T) 施 行 0 日 カン ら平成三十二年三月三十一日までに製造され、 加工され、 又は 輸入され る加

務 闸 加 工 食 品 及 Ű 業 務 用 添 加 物  $\mathcal{O}$ 表 示 に 0 1 て は、 第二章 及 び 第四 章 0) 規 定 に か か わ 5 ず、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例

によることができる。

工

食

品品

(業務)

用

加工食品を除く。)

及び

添

加

物

(業務用

添

加

物を除く。)

並

び

に

同

日

までに

販売

だされ

る業

第五 条 この 府 令の 施 行 0 日 から平成二十八年九月三十日までに販売される生鮮食品 (業務用生鮮食品を除

 $\mathcal{O}$ 表示につい て は、 第三章 0 規定に か か わ らず、 なお従前 の例 によることができる。

第六条 第三条 第 三項  $\mathcal{O}$ 表 0) 栄養 成 分  $\mathcal{O}$ 量 及 Ű 熱量  $\mathcal{O}$ 項 の 下 . 欄 に定り 8 る五  $\mathcal{O}$ 「消 費税 法 (昭 和 六十三年 法 律

第百 |八号) 第九 条第 項 に お 1 て 消 費 税 を 納  $\Diamond$ る 義 務 が 免 除 され る 事 業 者 が 販 売 す う も  $\mathcal{O}$ は、 当 分  $\mathcal{O}$ 間

消 費 税 法 昭昭 和 六 十三年 法 律第 百 八 号) 第 九 条 第 項 12 お 1 7 消 費税 を 納 8 る 義 務 が 免 除 さ れ る事 業 者

又は 中小企業基本法 昭昭 和三十八年法律第百五十四号) 第二条第五項に規定す る小規模企業者 が 販売する

もの」と読み替えるものとする。

2 第三十二条第五 項  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ )栄養成: 分  $\mathcal{O}$ 量 及 び 熱量  $\overline{\mathcal{O}}$ 項 の 下 欄 に定め る三の 消費税法第 九条第 項に お 1

て消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの」 は、 当分の間 「消費税法第九条第 項 に お

て消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者が

販売するもの」と読み替えるものとする。

附 則(平成二十九年九月一日内閣府令第四十三号)

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府 令の施行日から平成三十四年三月三十一日までに製造され、 又は加工される加工食品 (業務用

加 工 食品を除く。 並 び に 同 日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用 加 工 一食品 の表示 (この府令によ

る改 Ē 一に係 る部分に限る。) については、 この府令による改 正 後  $\mathcal{O}$ 食 品品 表 示基準 第二章及び第三章並 びに

附 則 第四条 の規定にかかわらず、 なお従前の例によることができる。

第三条 前条 0 規定に、 か か わらず、この府令 の施 紀行の際. に 加 工 食品 の製造 近所又は 加 工 所で製造過 程にあ る加

工食品の表示は、なお従前の例によることができる。

附 則(平成三十年九月二十一日内閣府令第四十四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則(平成三十一年四月二十五日内閣府令第二十四号)

(施行期日)

1 この府令は、平成三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行前にこの府令による改正前の食品表示基準により遺伝子組換え食品に関する事項を表示

した加 工食品 (業務用 加工 食品を除く。 及び生鮮食品 (業務用生鮮食品を除く。) は、 この府令の施行

後においても販売することができる。